

度会町第3次障がい者基本計画
第5期障がい福祉計画
障がい児福祉計画

平成30年3月

度会町

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	3
3 近年の関連法・制度改正の状況	4
4 計画の期間	5
第2章 度会町の障がいのある人を取り巻く現状と課題	6
1 人口と世帯数の状況	6
2 障害者手帳所持者の状況	7
3 アンケート調査結果からみる課題	13
第3章 計画の基本理念と基本目標	26
1 基本理念	26
2 計画の基本目標	26
3 重視する視点	27
4 計画の体系	28
第2部 度会町第3次障がい者基本計画	29
第1章 施策の展開	30
1 安全・安心な生活環境の整備	30
2 行政上の配慮と情報提供の仕組みづくり	33
3 人権の尊重と権利を守る取り組みの推進	35
4 自立した生活支援と意思決定支援の推進	37
5 保健・医療の充実	41
6 雇用・就業・経済的自立の支援	44
7 教育・文化芸術活動・スポーツの振興	46
第3部 度会町第5期障がい福祉計画	49
第1章 障がい福祉サービスの提供	50
1 障がい福祉サービスの提供についての基本的な考え方	50
2 障がい福祉サービスの提供状況	51
3 地域生活支援事業の提供状況	54
第2章 障がい福祉サービスの充実	59
1 平成32年度における成果目標	59
2 障がい福祉サービスの見込み量と確保策	62
3 地域生活支援事業の見込み量と確保策	68

第4部 度会町障がい児福祉計画	75
第1章 障がい児福祉サービスの提供	76
1 障がい児福祉サービスの提供についての基本的な考え方	76
2 障がい児福祉サービスの提供状況	77
第2章 障がい児福祉サービスの充実	78
1 平成32年度における成果目標	78
2 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策	79
第5部 計画の推進	81
第1章 計画推進のために	82
1 関係各課・関係機関・関係団体との連携	82
2 計画の点検・評価体制	82
資料編	83
1 用語解説	84
2 計画策定の経過	88
3 度会町地域自立支援協議会委員名簿	89
4 度会町保健福祉事業計画策定委員会名簿	90

第 1 部

総 論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「障害者基本法」では、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるとし、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を計画的に推進するとしています。

度会町（以下、「本町」という）においては、平成19年3月に「障害者基本法」に基づく「度会町障がい者基本計画」と「障害者自立支援法」に基づく「度会町障がい福祉計画」を策定し、社会参加の支援や社会環境の整備等をめざした障がい福祉サービス等の充実に努めてきました。平成24年3月には「度会町第2次障がい者基本計画及び第3期障がい福祉計画」、平成27年3月には「度会町第4期障がい福祉計画」を策定し、相談支援や就労支援の強化等、一層の施策の充実に努めてきたところです。

その間、国においては、「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」をはじめとする関連法の改正のほか、障がい者に対する差別や不利益な取り扱いを禁止する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。また、「障害者権利条約」の批准に必要な国内法が整備されたことを受け、平成26年2月19日に「障害者権利条約」が発効となりました。

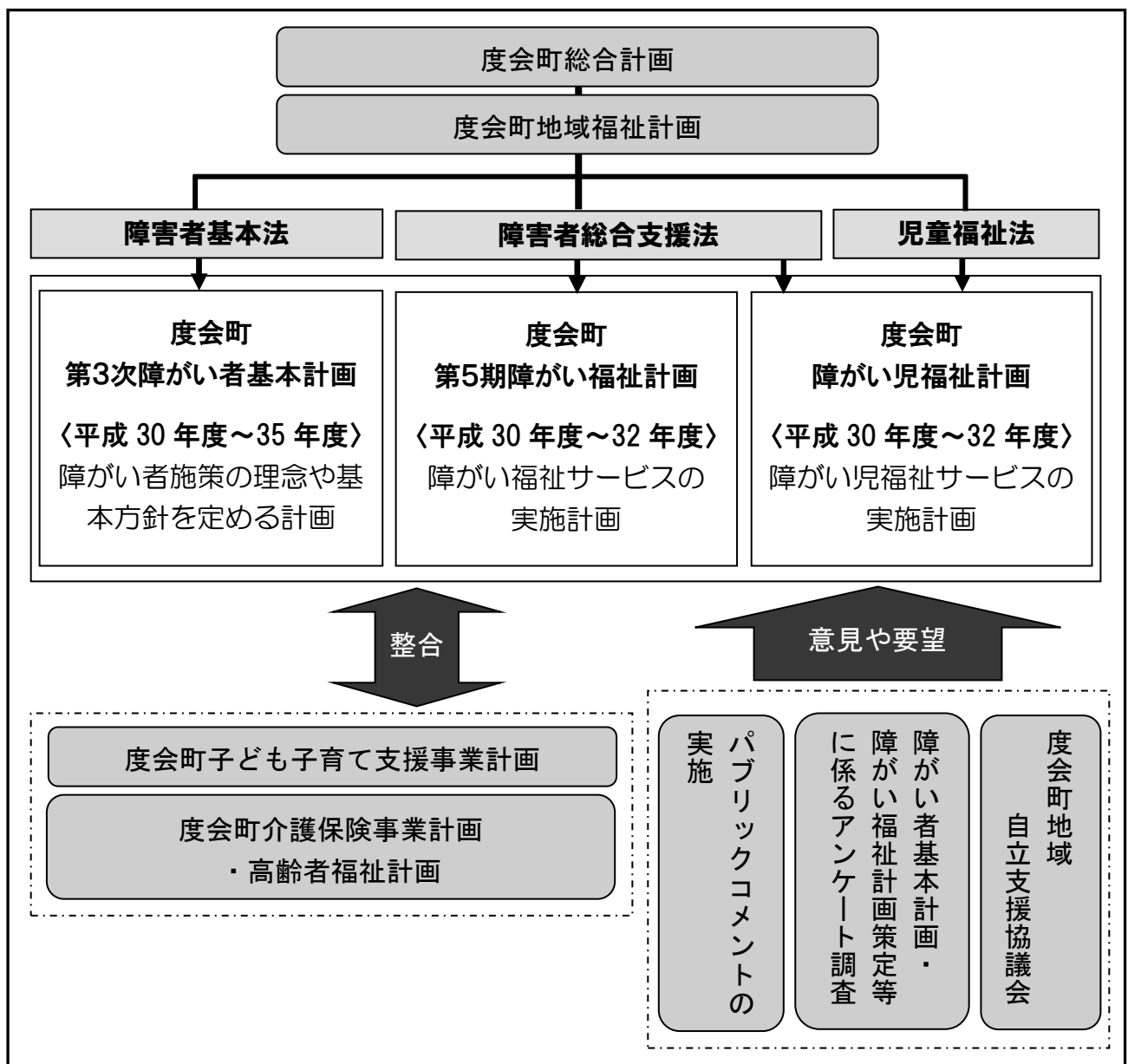
平成28年に改正された「障害者総合支援法」並びに「児童福祉法」では、障がいのある人の地域生活の支援や新たなサービスの創設など障がい福祉サービスの拡充等が盛り込まれています。また、市町村に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保する方策などを定めた障害児福祉計画の策定を義務づけています。

さらに、平成30年3月には国による障害者権利条約批准後初めてとなる「障害者基本計画（第4次）」の策定も予定されています。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現をめざし、「度会町第3次障がい者基本計画 第5期障がい福祉計画 障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2 計画の性格

- 「度会町第3次障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。
- 「度会町第5期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、平成32年度を目標年度として障がいのある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスについて平成30年度から平成32年度までにおける必要量及び必要量確保のための方策を定めた計画です。
- 「度会町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障がい児福祉サービスを提供するための体制の確保のための方策を定めた計画です。



3 近年の関連法・制度改正の状況

障がい者の人権及び自由を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約「障害者権利条約」が平成 18 年 12 月に国連で採択され、平成 20 年 5 月に発効されました。国では、平成 19 年 9 月に条約に署名し、平成 23 年 8 月の「障害者自立支援法」の改正（障害者総合支援法に改称）、平成 24 年の「障害者差別解消法」の制定、平成 25 年 6 月の「障害者雇用促進法」の改正など、様々な国内法の整備を進めてきました。こうした法整備を経て、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准し、平成 26 年 2 月 19 日に我が国において発効しました。

条約では、障がい者を心身の機能の障がいのみに起因するとされる「医学モデル」ではなく、障がい者が日常生活または社会生活において受ける制限は、社会における様々な障壁と相対することによって生じるという「社会モデル」の考え方に基づいています。また、締約国に対し、障がいに基づくあらゆる差別を禁止することや、合理的配慮の提供が確保されるために適当な措置を講ずることを求めています。

国が平成 30 年 3 月に策定する「第 4 次障害者基本計画」においても、条約の理念を反映し、障がい者の地域社会における共生と、差別の禁止、国際的な協調を原則としています。

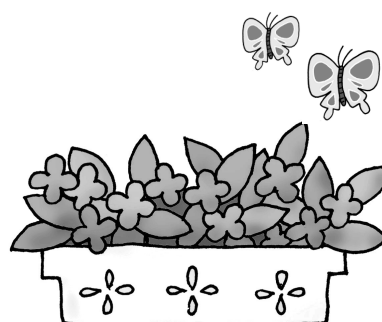
関連法の動向

平成 24 年 10 月	障害者虐待防止法 施行
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法 施行（一部は平成 26 年 4 月施行） 障害者優先調達推進法 施行
平成 25 年 6 月	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律 施行
平成 26 年 4 月	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行
平成 27 年 1 月	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成 28 年 4 月	障害者差別解消法 施行 改正障害者雇用促進法 施行
平成 28 年 5 月	成年後見制度利用促進法 施行
平成 28 年 8 月	発達障害者支援法の一部を改正する法律 施行
平成 30 年 4 月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 施行

4 計画の期間

- 「第3次障がい者基本計画」の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。
- 「第5期障がい福祉計画」の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします
- 「障がい児福祉計画」の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)
第2次障がい者基本計画 (平成24年度～)			第3次障がい者基本計画					
第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
			障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		

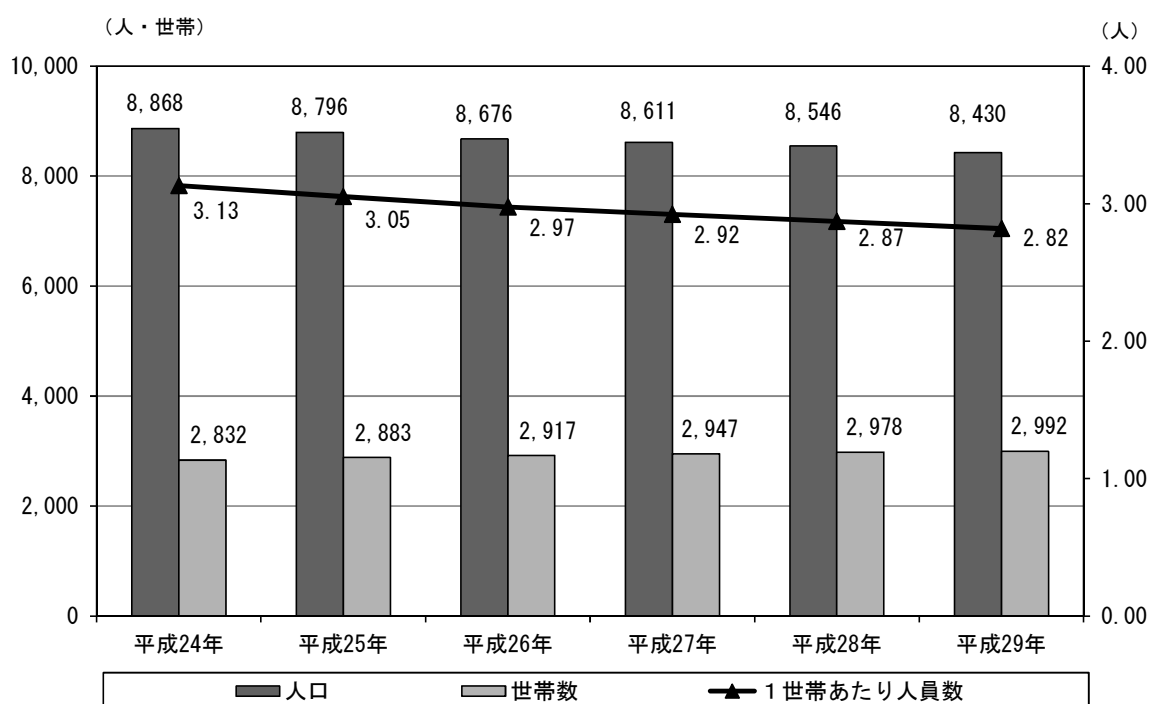


第2章 度会町の障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 人口と世帯数の状況

- 人口はやや減少していますが、世帯数は増加傾向にあります。
- 1世帯あたりの世帯人員数は減少しており、平成29年は2.82人となっています。

人口及び世帯数の推移



資料：住民基本台帳

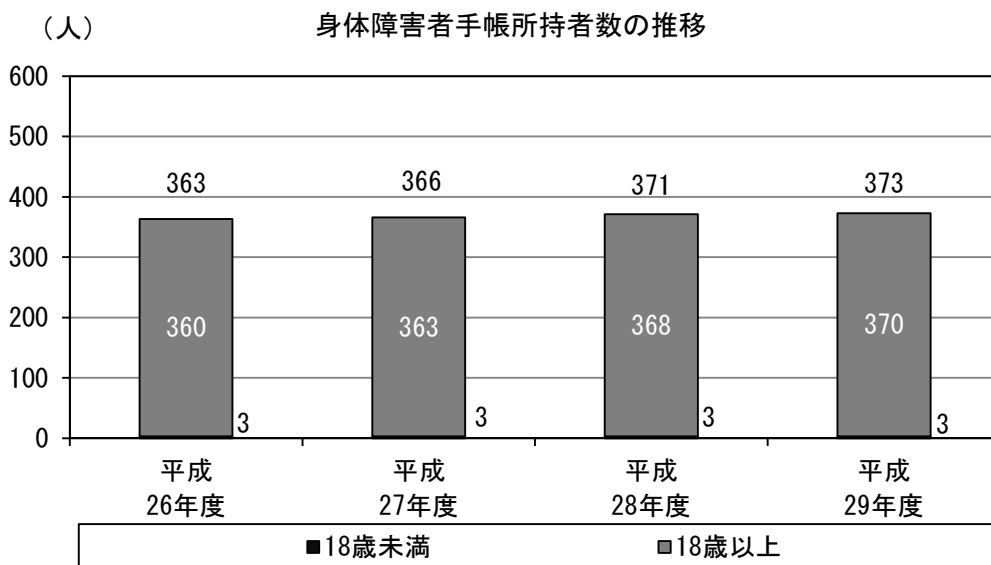
各年3月末時点(平成29年については6月末時点)

2 障害者手帳所持者の状況

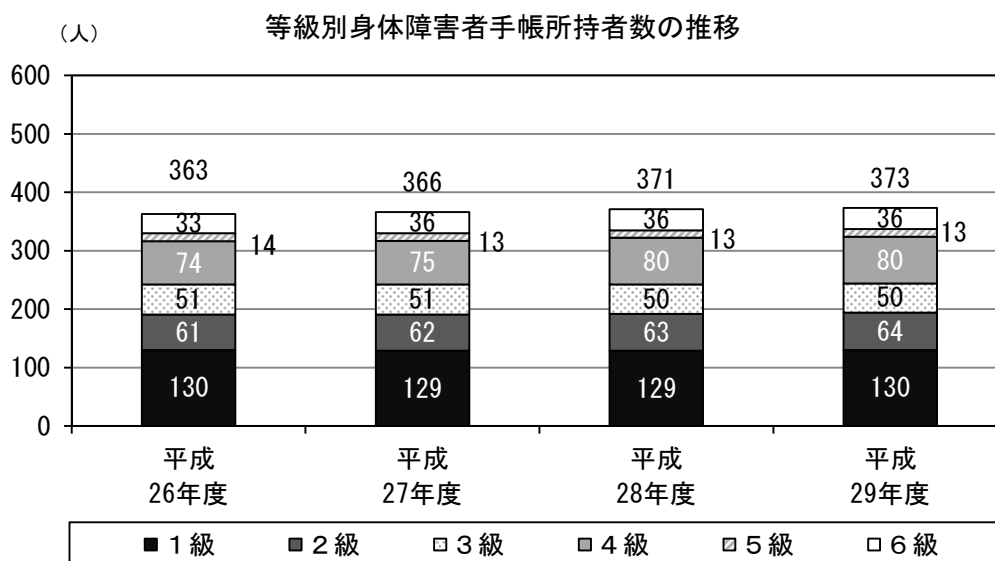
※各年度3月末時点(平成29年度については6月末時点)

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

- 身体障害者手帳の所持者数は、年々、少しずつ増えています。
- 等級別の人数では、1級が最も多く、4級、2級と続いています。
- 障がいの種類では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・平衡機能障がいと続いています。肢体不自由の人数が年々、増加しています。

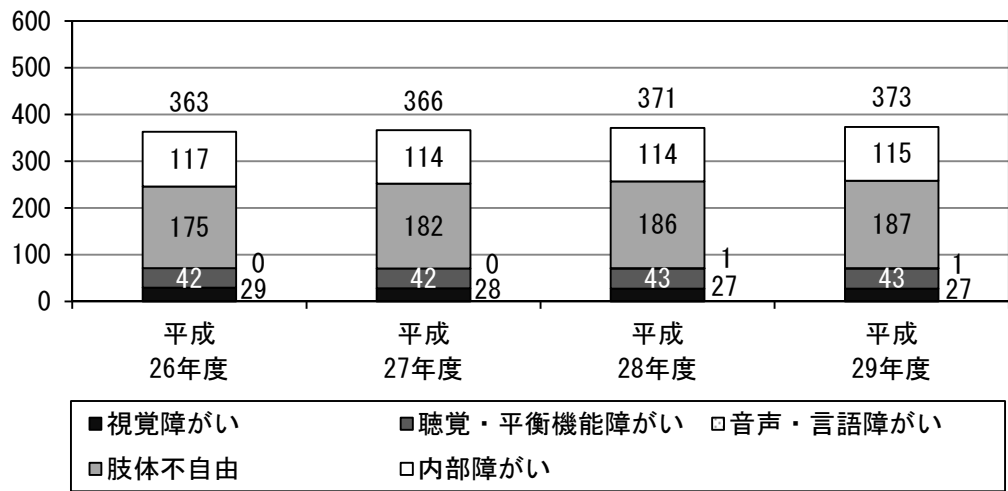


資料：度会町住民生活課

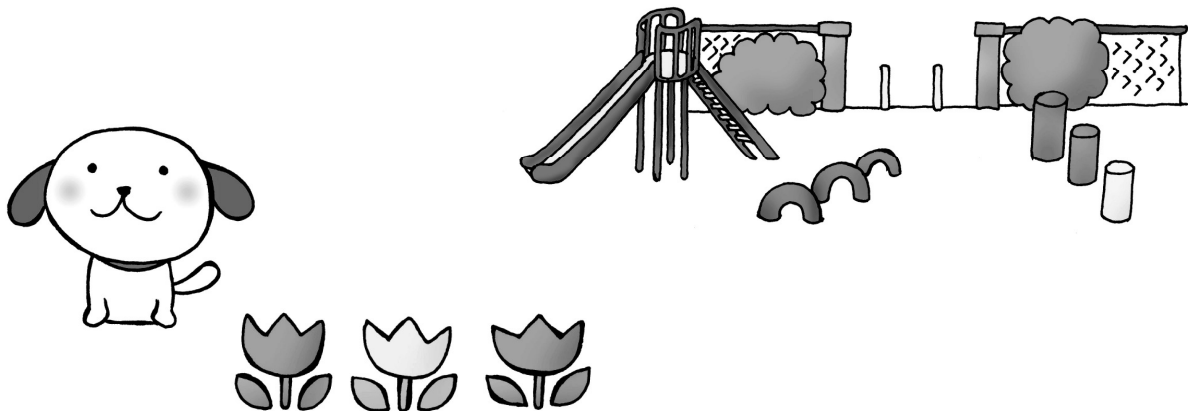


資料：度会町住民生活課

(人) 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

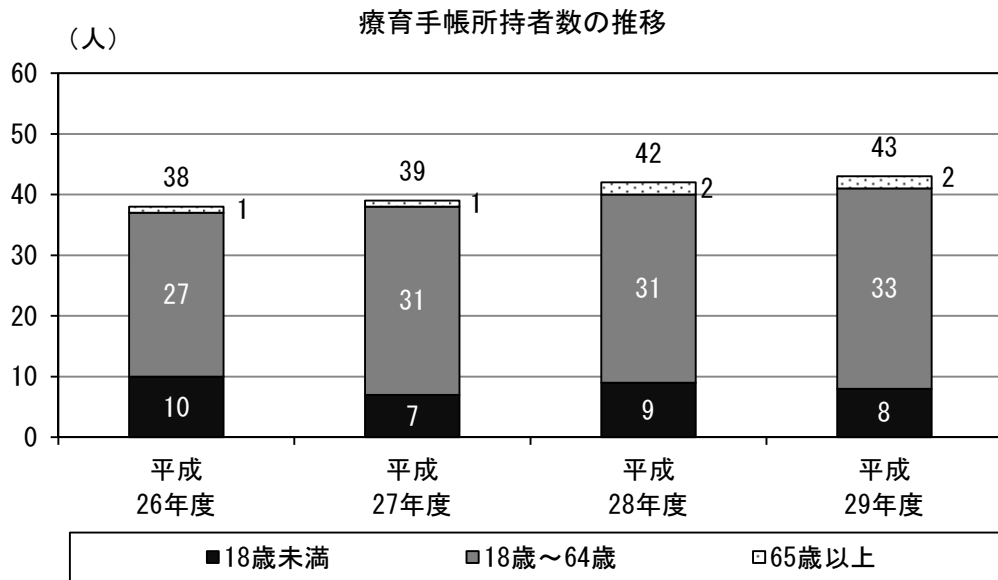


資料：度会町住民生活課

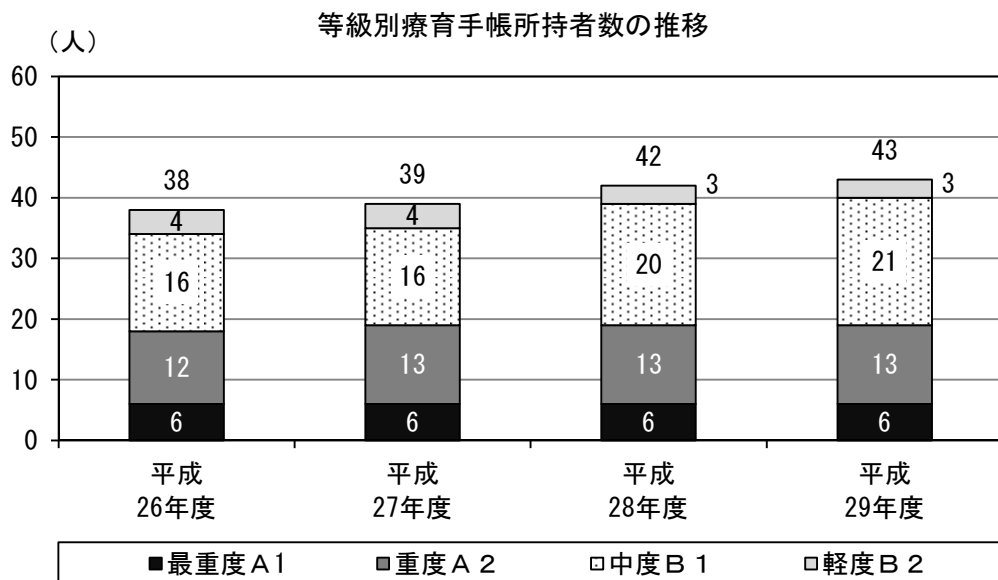


(2) 療育手帳所持者の状況

- 療育手帳の所持者数は、年々増加しています。
- 療育手帳所持者の等級別の人数は、「中度B1」が最も多く、次いで「重度A2」、「最重度A1」となっています。「中度B1」は増加傾向となっています。



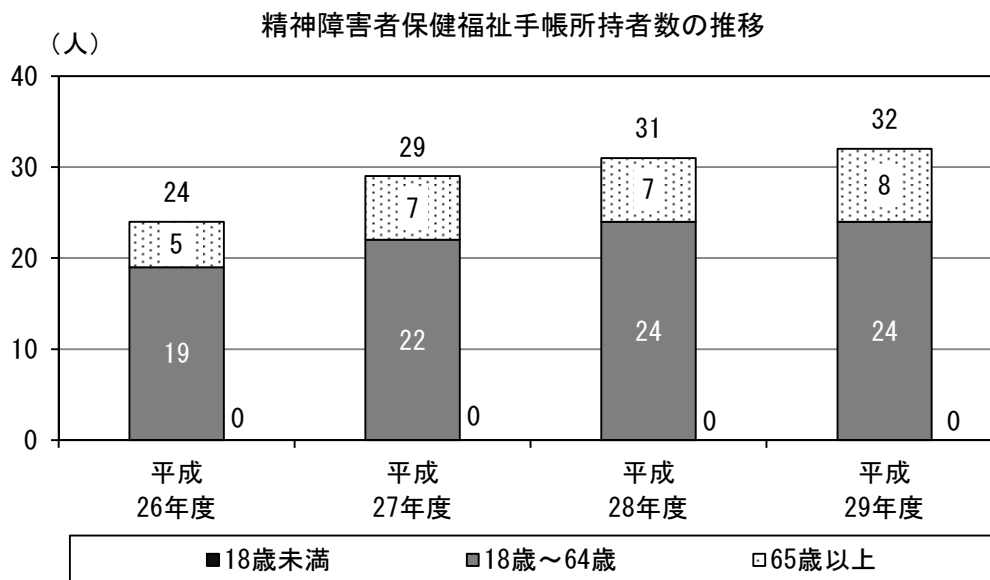
資料：度会町住民生活課



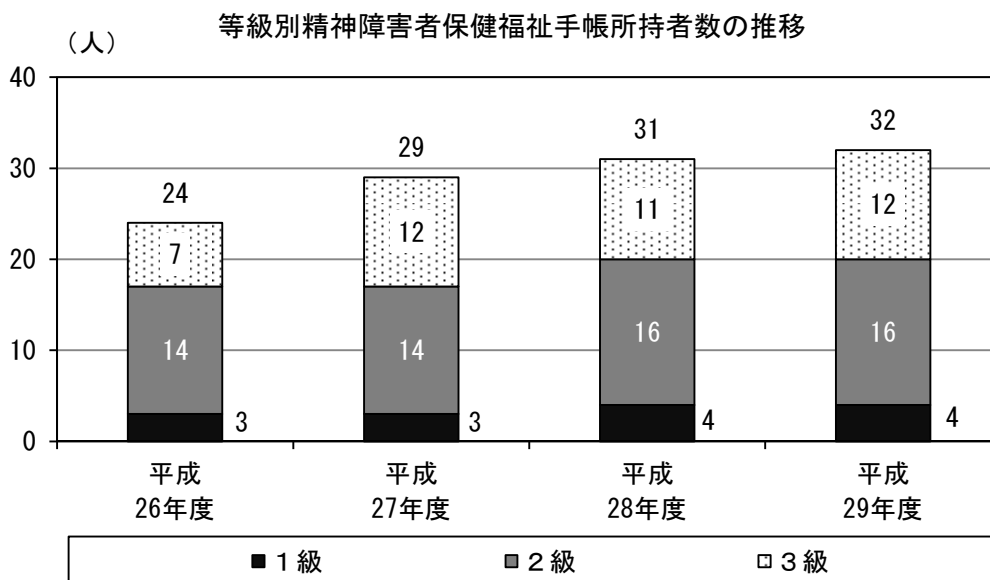
資料：度会町住民生活課

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

- 精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、年々増加してきています。
- 等級別の人数は、「2級」が最も多く、次いで「3級」、「1級」となっています。



資料：度会町住民生活課



資料：度会町住民生活課

(4) 特定疾患（難病）患者の状況

- 特定疾患（難病）の患者数は、年々増加しています。
- 小児慢性特定疾患の人数は、平成 26 年度、平成 27 年度は 3 人でしたが、平成 28 年度からは 2 人になっています。
- 平成 29 年度の特定疾患の内容では、「パーキンソン病」が 10 人と最も多く、「潰瘍性大腸炎」が 8 人、「原発性胆汁性胆管炎」が 7 人となっています。

難病患者数の推移

(人)

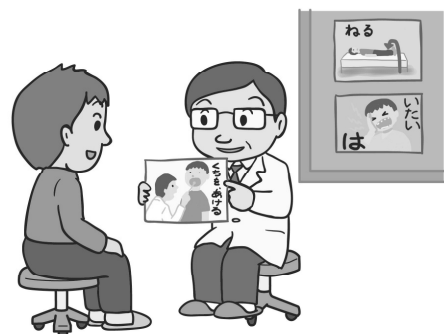
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定疾患	70	76	78	80
小児慢性特定疾患	3	3	2	2

資料：伊勢保健所

特定疾患の内容（平成 29 年度、上位 3 件）

疾患名	人数
パーキンソン病	10
潰瘍性大腸炎	8
原発性胆汁性胆管炎	7

資料：伊勢保健所



(5) 特別支援学級・特別支援学校の状況

- 特別支援学級の在籍者数は、小学校は増加傾向となっています。中学校では平成27年度以降は1人となっています。通級教室は、平成27年度は4人でしたが、平成29年度は1人となっています。
- 特別支援学校の幼児部、小学部では在籍者はいませんが、中学部は、平成26年度は2人、平成27年度、平成28年度は1人となっています。高等部は、平成26年度、平成27年度は4人でしたが、平成28年度、平成29年度は3人となっています。

特別支援学級在籍者数の推移

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	6	7	7	9
中学校	3	1	1	1
通級教室	2	4	3	1

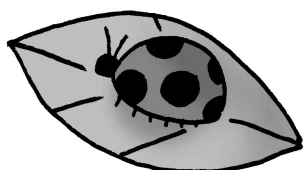
資料：度会町教育委員会

特別支援学校在籍者数の推移

(人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
幼児部	-	-	-	-
小学部	-	-	-	-
中学部	2	1	1	1
高等部	4	4	3	3
合計	6	5	4	4

資料：度会町住民生活課



3 アンケート調査結果からみる課題

(1) 調査概要

<手帳所持者対象調査>

●調査対象者：障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者 432人（重複あり）

身体障害者手帳所持者	351人
療育手帳所持者	39人
精神障害者保健福祉手帳所持者	43人
福祉サービス利用者	13人

<一般対象調査>

●調査対象者：18歳以上の住民 498人

●調査地域：度会町全域

●調査期間：平成29年2月10日～2月24日

●調査方法：郵送配布・郵送回収

	調査対象者数 (配布数)	有効回答数	有効回答率
手帳所持者対象調査	432	241	55.8%
一般対象調査	498	226	45.4%

(2) アンケート調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

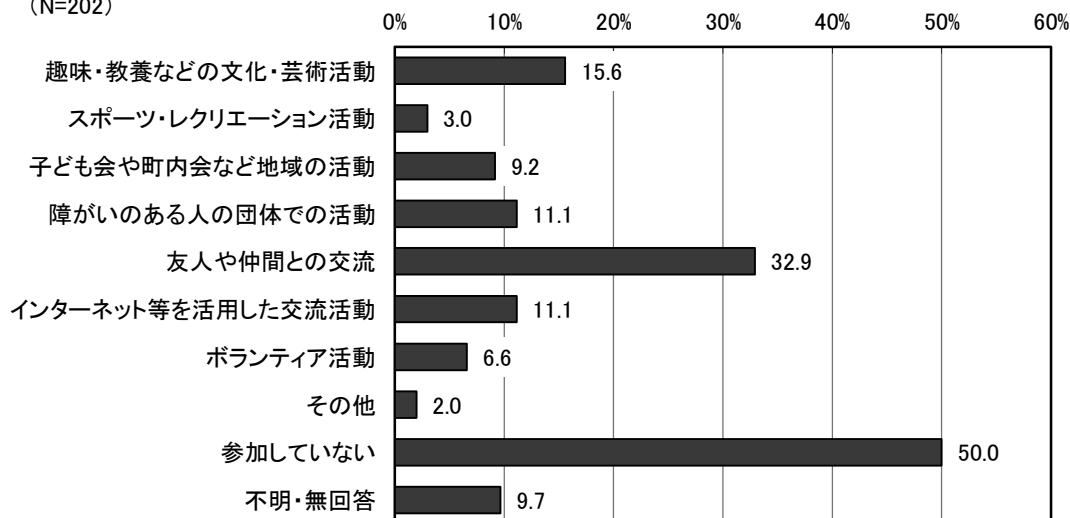
(3) 手帳所持者対象調査の結果

①社会参加について

■ 次のような社会参加に関する活動をしていますか。(複数回答)

【69歳以下】

(N=202)

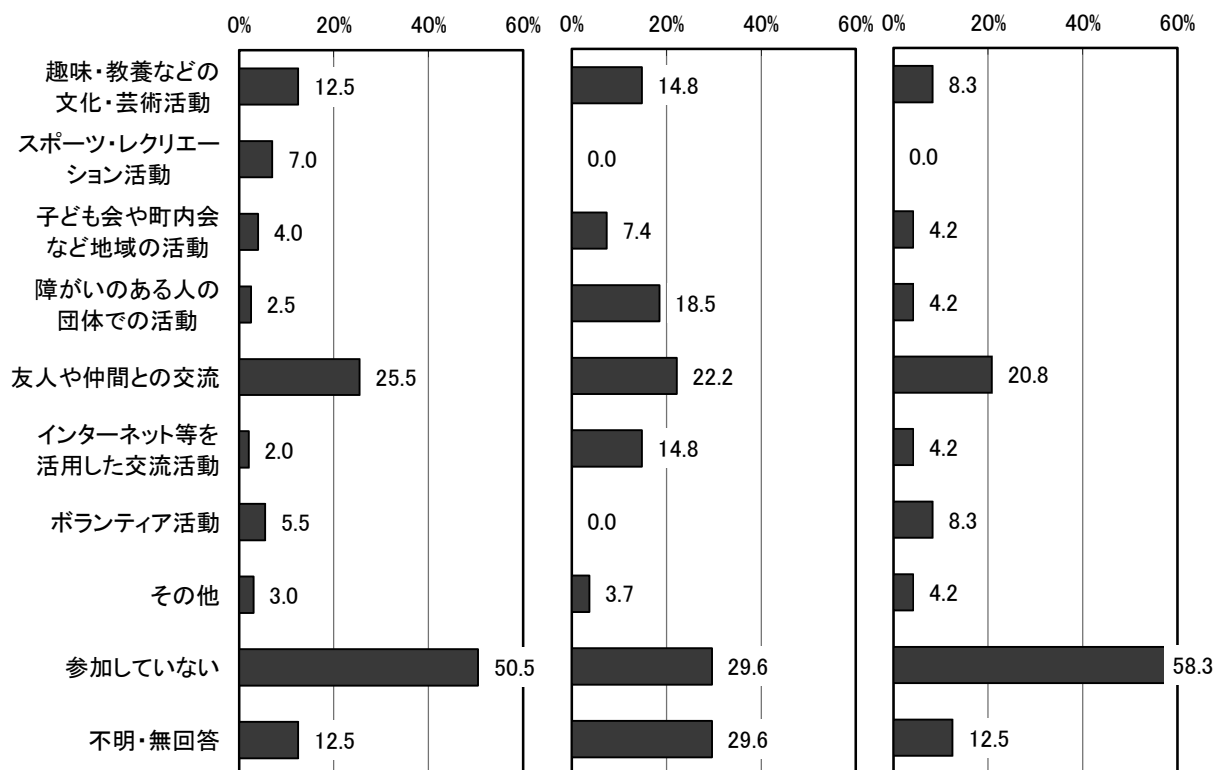


【全年齢・手帳別】

身体 (N=200)

療育 (N=27)

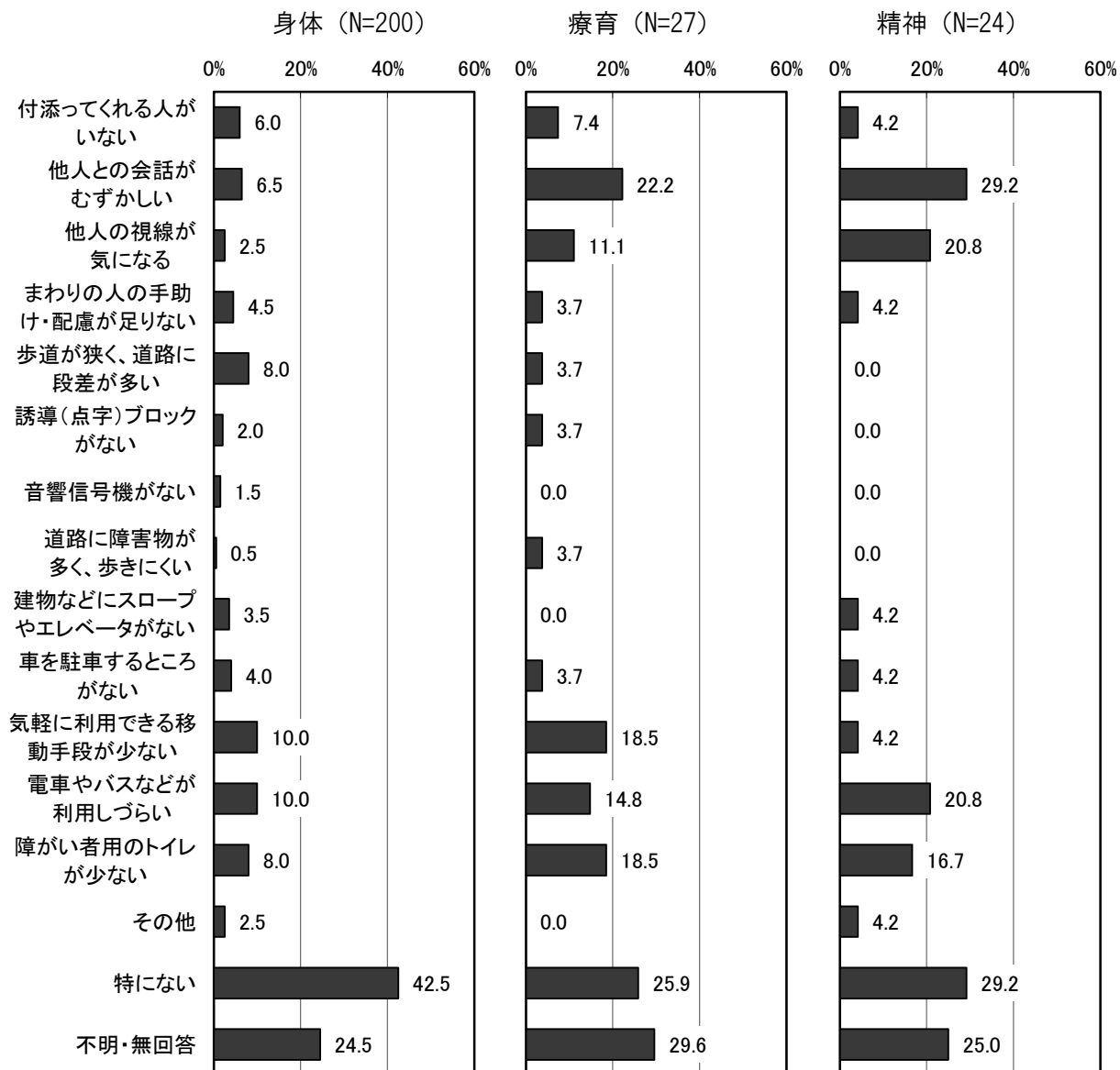
精神 (N=24)



● 社会参加に関する活動について、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「参加していない」という回答が半数以上を占めています。障がいのある人が社会参加できる仕組みづくりが求められます。

②外出について

■外出の際に困っていることがありますか。(複数回答)



- 外出の際に困っていることについては、「気軽に利用できる移動手段が少ない」や「電車やバスなどが利用しづらい」、「障がい者用のトイレが少ない」の割合が高くなっています。障がいのある人が利用しやすい移動手段の確保が求められます。
- 療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者では、「他人との会話がむずかしい」や「他人の視線が気になる」の割合も高く、住民の障がいのある人に対する理解を深める取り組みも必要です。
- 「付き添ってくれる人がいない」という回答も、数は少ないですがあり、外出を支援するサービスの充実が求められます。

③通園・通学について

■通園・通学先はどこですか。(単数回答)

	件数
保育所・幼稚園	1
特別支援学校	0
小・中学校（特別支援学級）	1
小・中・高校の普通学級	3
職業訓練校	0
専門学校・大学	0
その他	0

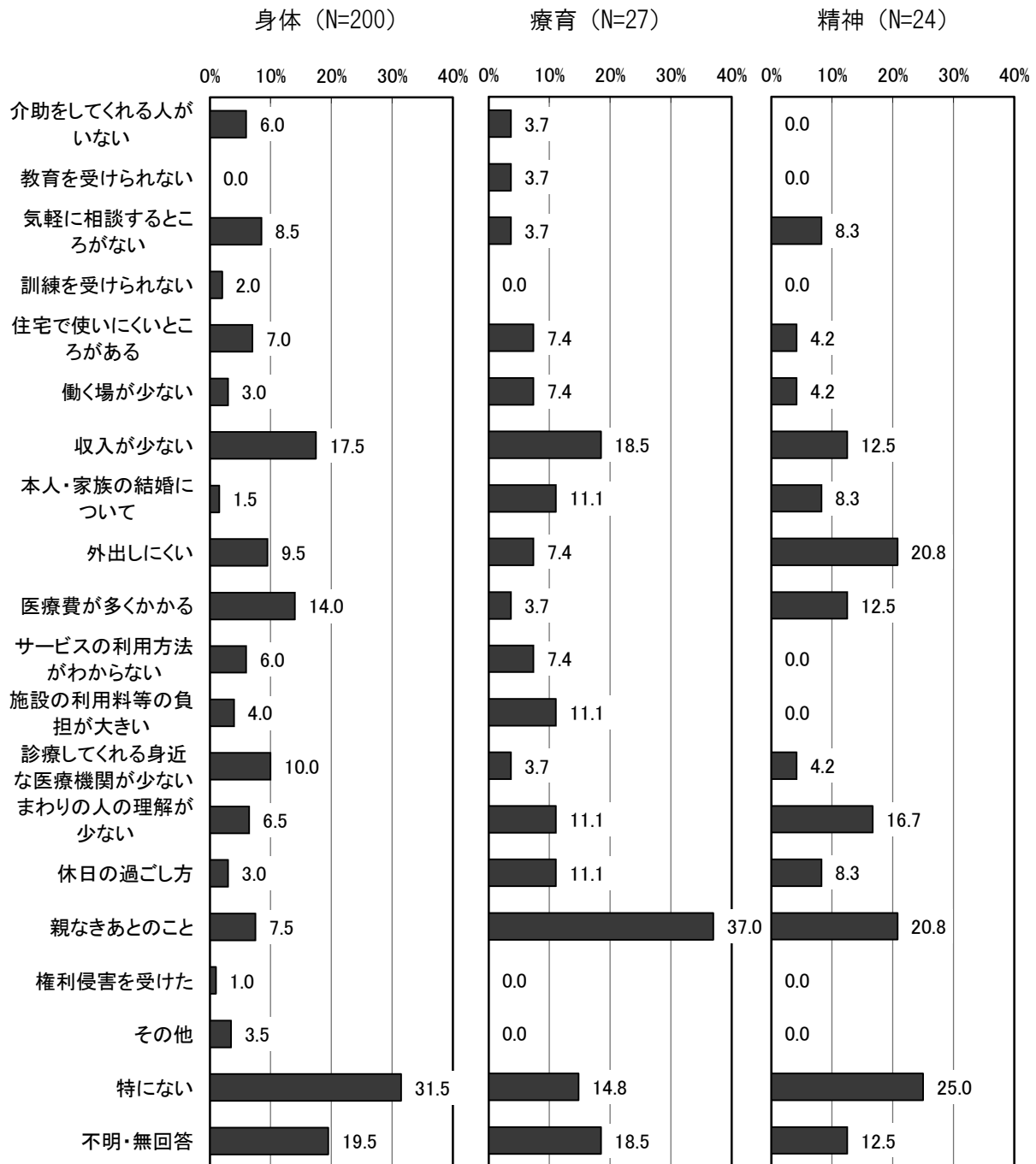
■通園・通学して困ることはありますか。(複数回答)

	件数
通うのが大変である	0
トイレなどの設備が整っていない	2
介助体制が十分でない	0
先生の理解や配慮が足りない	0
保護者たちの理解が得られない	0
医療的なケア（吸引・経管栄養・導尿等）が受けられない	1
まわりの生徒たちの理解が得られない	0
友だちができない	0
通常のクラスに入れてもらえない	0
特に困っていることはない	1
その他	0

- 通園・通学して困ることについて、「トイレなどの施設が整っていない」や「医療的なケアが受けられない」という回答があり、障がいのある児童の学校生活を支援する体制が必要です。

④ふだんの生活の困りごとについて

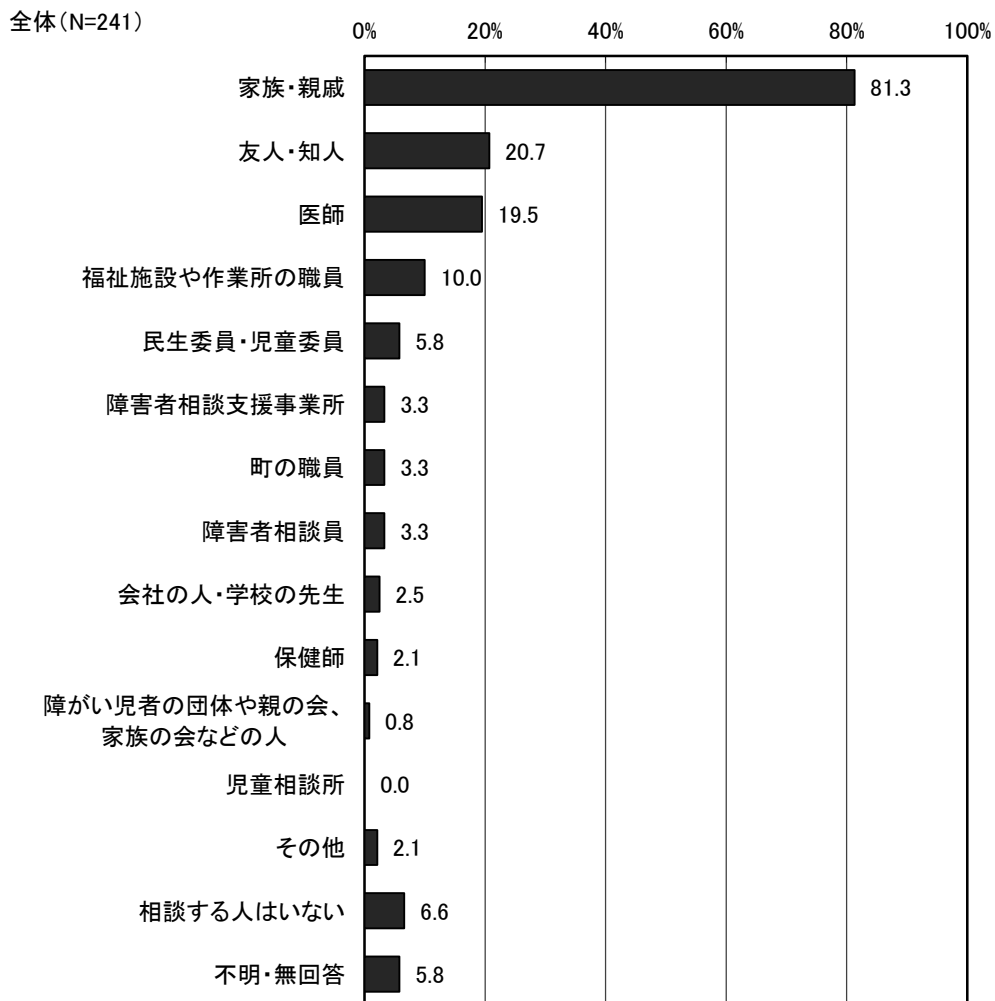
■現在の生活で困っていること、不安を感じていることはありますか。(複数回答)



- ふだんの生活の困りごとについて、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、「親なきあとのこと」の割合が高くなっています。日常生活を支えている親が高齢になり、介助ができなくなったときや、亡くなったあとの生活を支援する仕組みづくりが必要です。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者では、「外出しにくい」や「まわりの人の理解が少ない」の割合も高く、障がいの特性を理解するための取り組みが求められます。

⑤相談相手

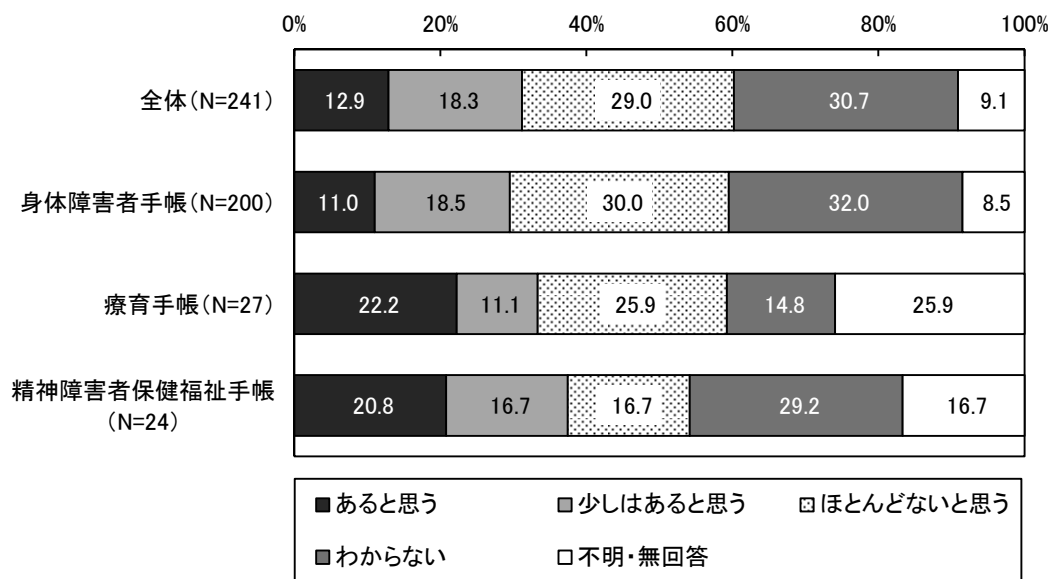
■ 悩みや困ったことを相談するのは誰ですか。(3つまで)



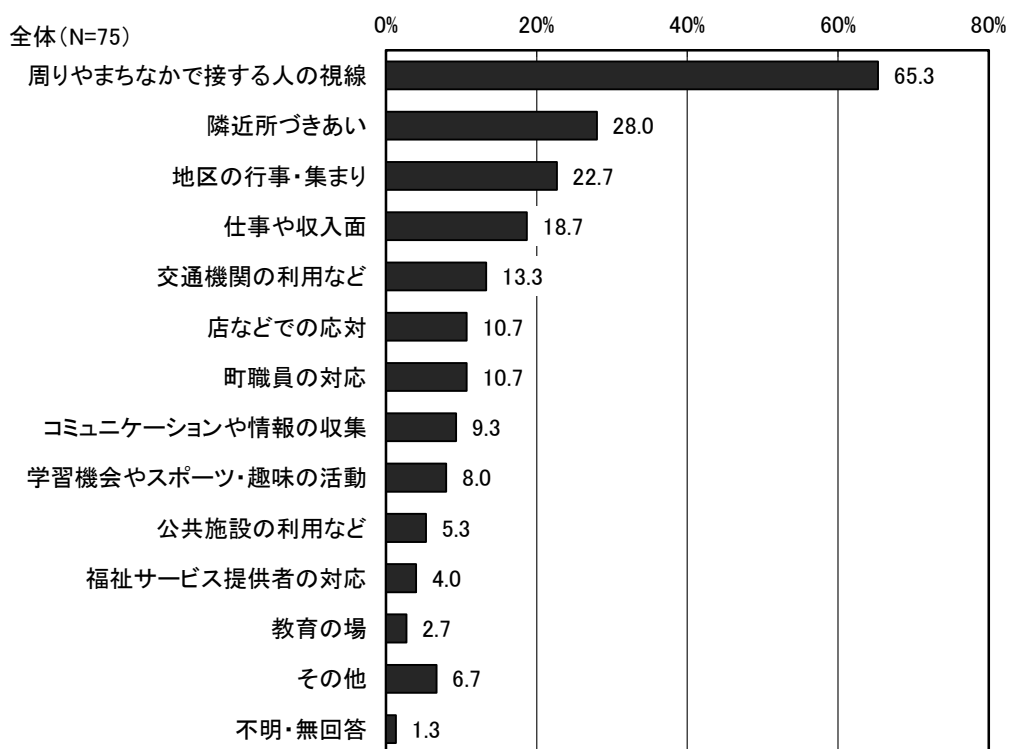
● 悩みや困ったことを相談する相手は、「家族・親戚」が8割以上となっており、「障害者相談支援事業所」や「障害者相談員」は3.3%と非常に低くなっています。相談機関の周知に努めるとともに、利用しやすい相談窓口のあり方を検討する必要があります。

⑥偏見・差別について

■障がいのある人に対し、差別や偏見があると思いますか。(単数回答)



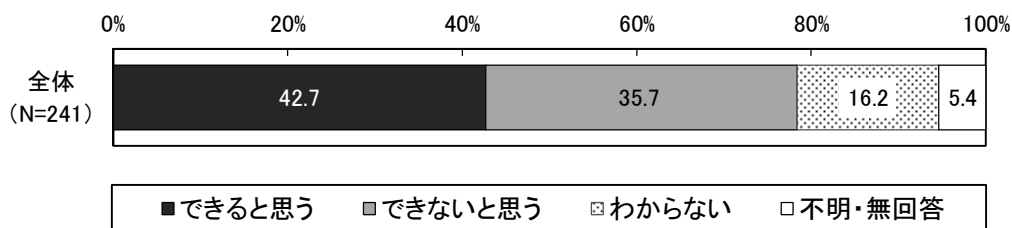
■差別・偏見について「あると思う」、「少しはあると思う」と回答した方
差別や偏見を感じるのは、どのような場合ですか。(複数回答)



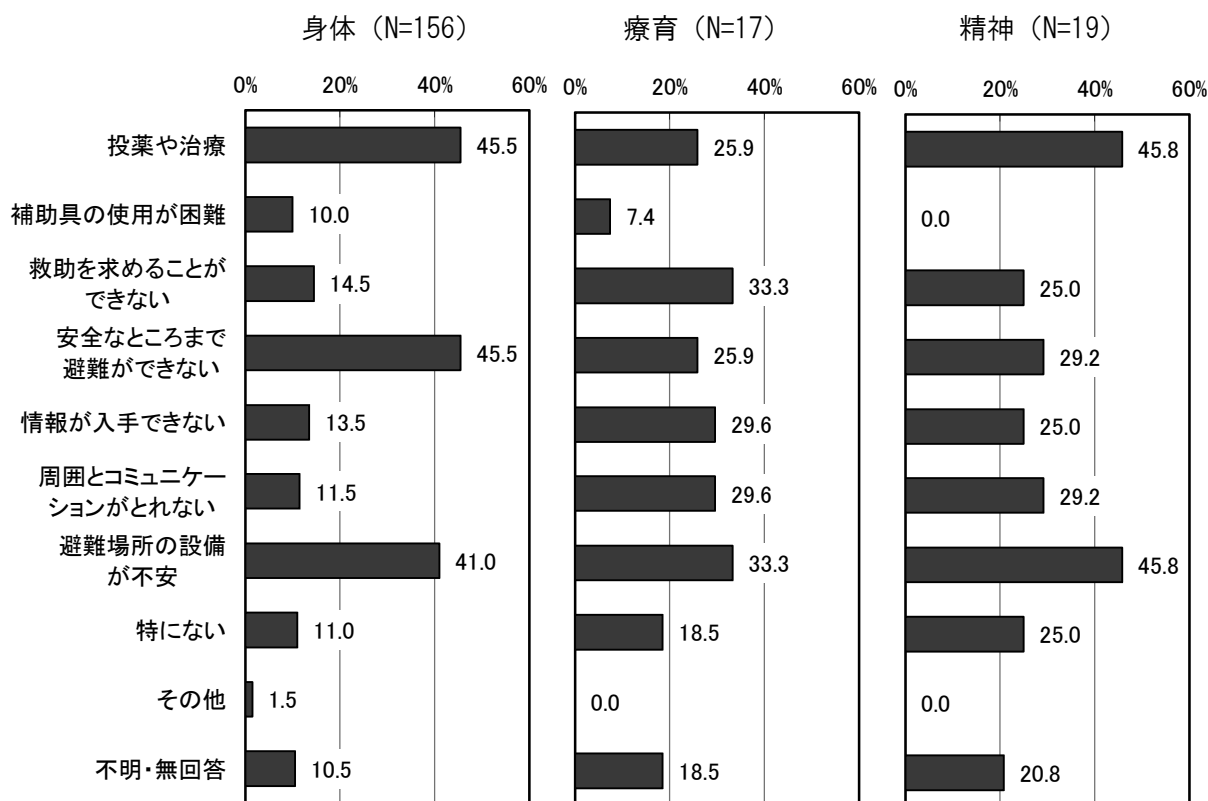
●障がいのある人に対する差別や偏見について、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者で「あると思う」の割合が高くなっています。地域住民が障がいのある人を理解し、差別や偏見をなくす取り組みが必要です。

⑦災害時の支援

■ 火事や地震等の災害時に、あなたは一人で避難できますか（単数回答）



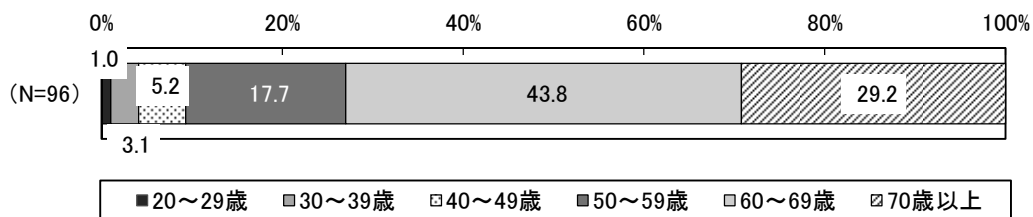
■ 地震などの災害のときに困ることは何ですか（複数回答）



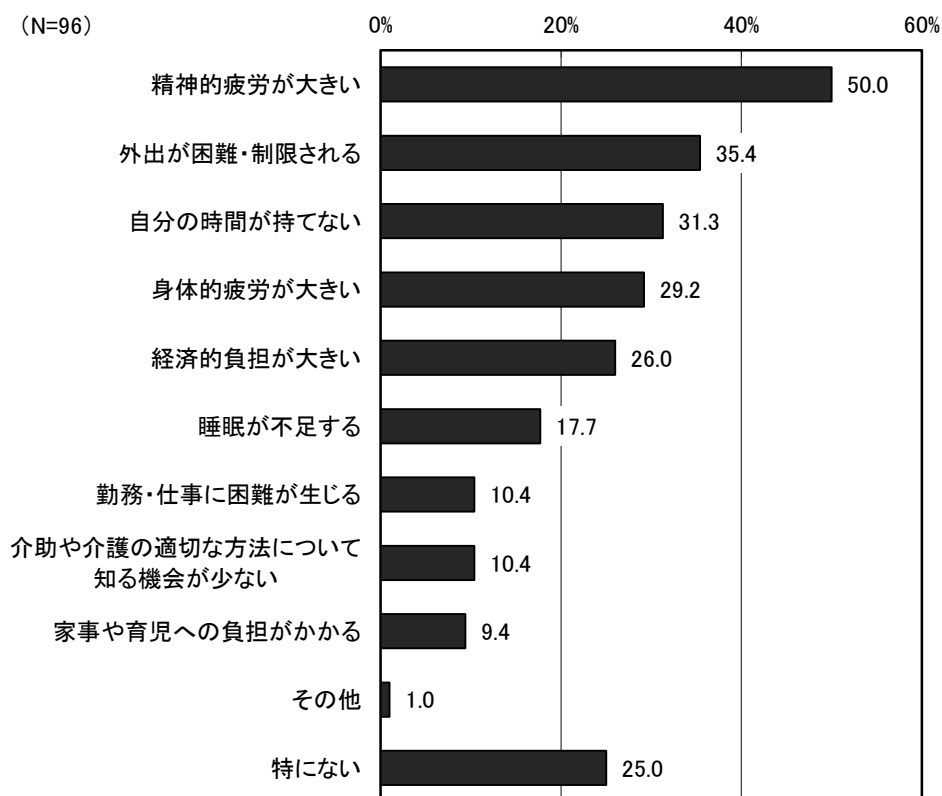
- 災害時において、3割以上が「一人で避難できない」と回答しており、避難を支援する体制づくりが求められます。
- 災害のときに困ることについて、身体障害者手帳所持者は、「投薬や治療」、「安全なところまで避難できない」、「避難場所の設備が不安」の割合が高いですが、療育手帳所持者は「救助を求められない」や「情報が入手できない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が他の手帳所持者よりも高くなっています。精神障害者手帳所持者は「投薬や治療」、「避難場所の設備が不安」が高くなっています。障がいの内容によって災害時に困ることが異なるため、障がいに応じた支援の仕組みを構築することが必要です。

⑧介助者について

■介助者の年齢（数量回答） ※不明・無回答除く



■介助をしていて、何かお困りになっていることはありますか（複数回答）
※不明・無回答除く

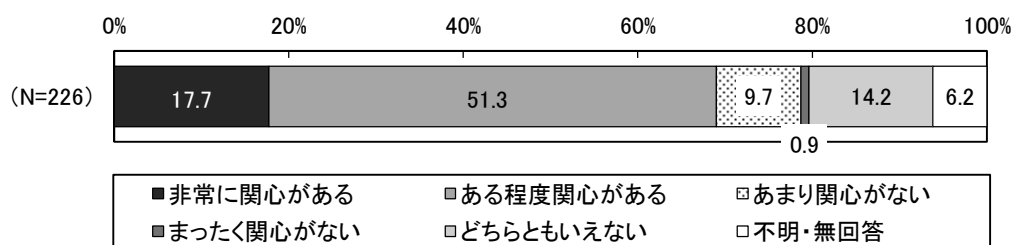


- 介助者の7割以上が60歳以上となっており、高齢化が進んでいることがうかがえます。
- 身体的な疲労よりも、精神的な疲労や外出が制限されることに困っており、介助者の負担を軽減する各種サービスの充実が必要です。

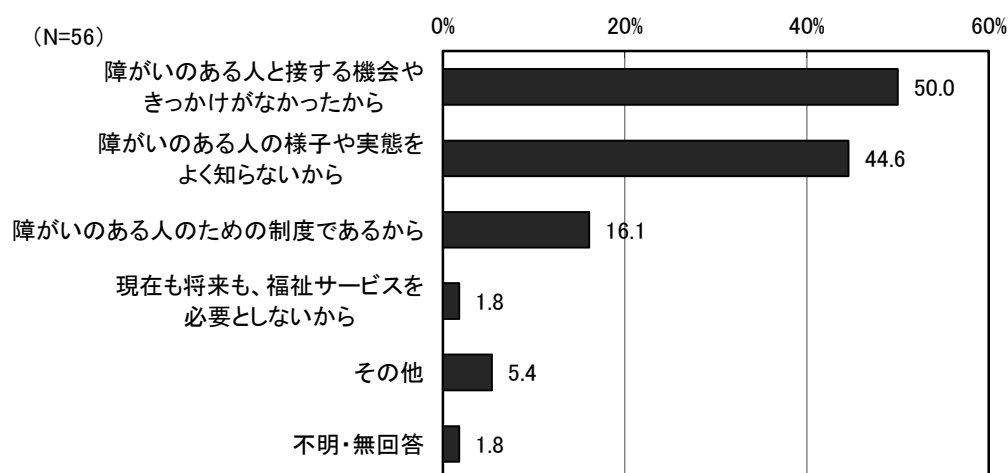
(4) 一般対象調査の結果

①障がいのある人の福祉への関心

■障がいのある人の福祉について関心がありますか。(単数回答)



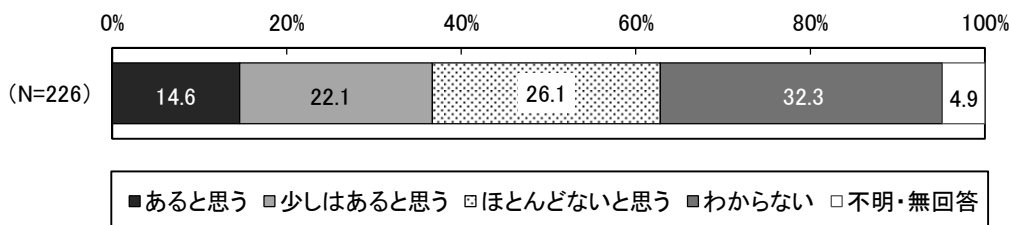
■障がいのある人の福祉について、「あまり興味がない」、「まったく興味がない」、「どちらともいえない」と回答した方
関心がない理由は何ですか。(複数回答)



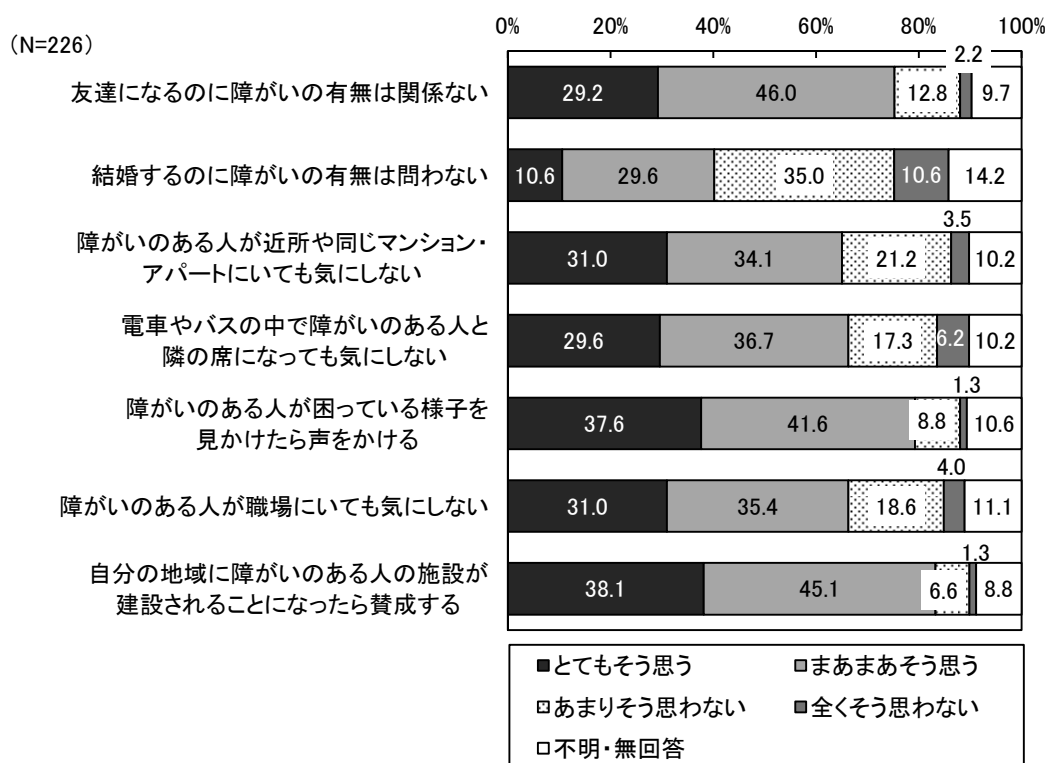
- 障がいのある人の福祉への関心については、7割近くが「ある」と回答し、「関心がない」という回答は1割程度となっています。
- 関心がない理由については、「障がいのある人と接する機会やきっかけがなかったから」、「障がいのある人の様子や実態をよく知らないから」の割合が高くなっており、関心を持ってもらうためには障がいのある人と交流する機会をつくる必要があります。

②障がいのある人への理解

■障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。(単数回答)



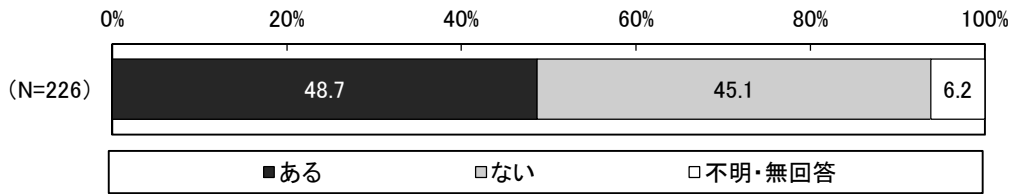
■障がいのある人の生活についての考え方(単数回答)



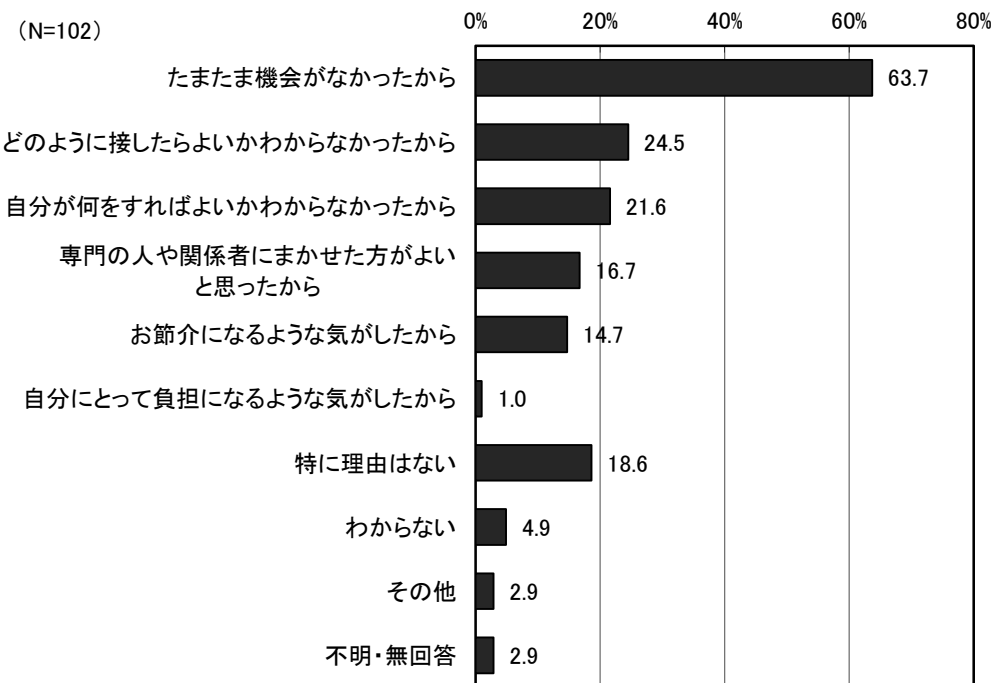
- 障がいのある人に対する差別や偏見については、4割近くが「あると思う」と回答しています。
- 障がいのある人の生活については、「自分の地域に障がいのある人の施設が建設されることになったら賛成する」には肯定的な回答が8割以上となっているものの、「結婚するのに障がいの有無は問わない」は否定的な意見が4割を超えています。障がいのある人に対する理解を深める取り組みが必要です。

③ボランティアについて

■障がいのある人と気軽に話したり、手助けをしたことがありますか。(単数回答)



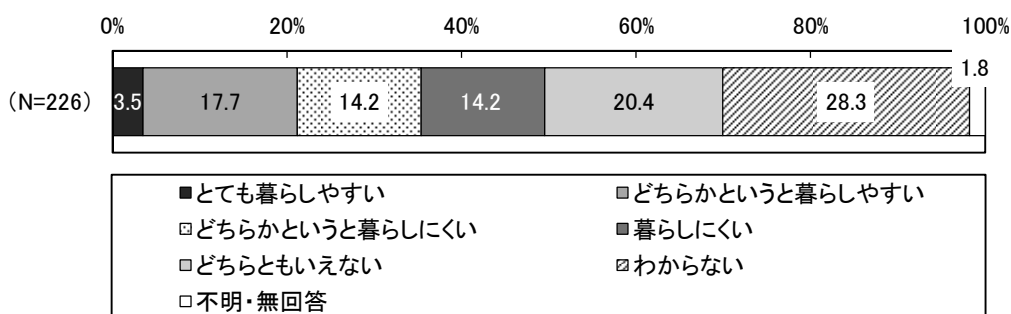
■障がいのある人と話したり、手助けをしたことについて、「ない」と回答した方
しなかった理由(複数回答)



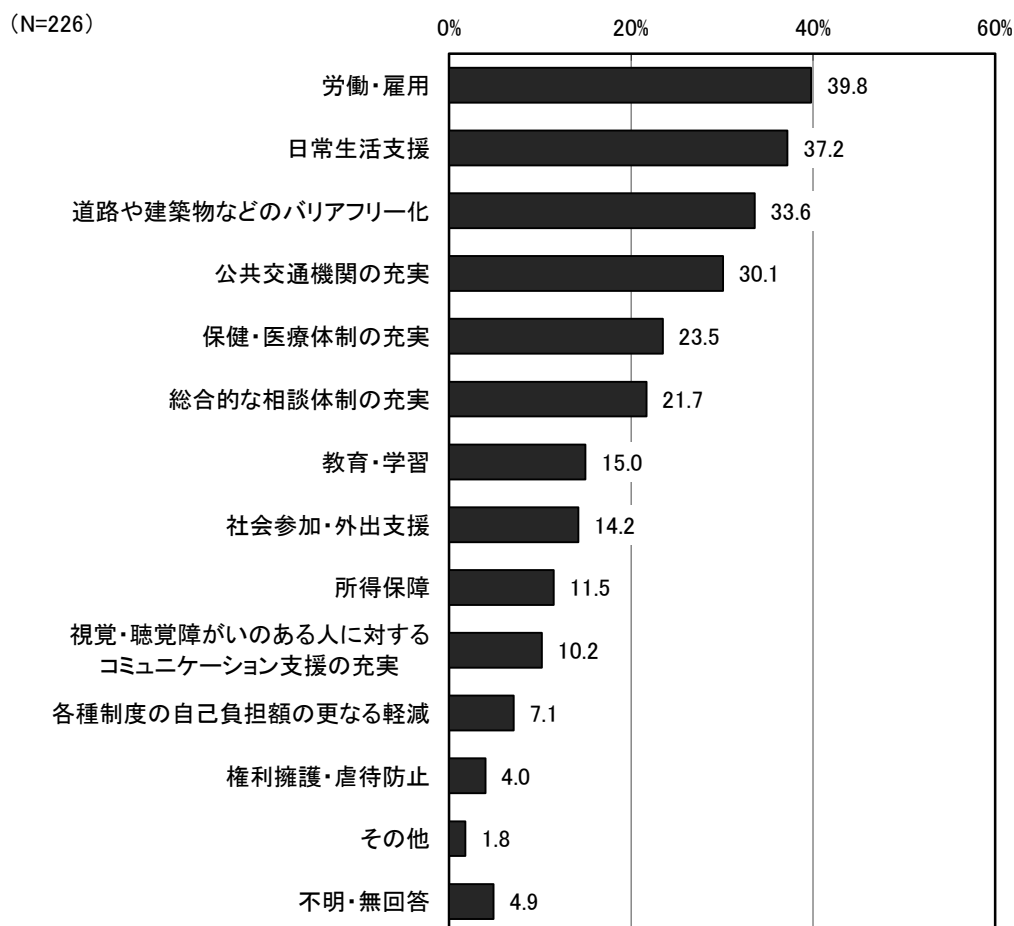
●障がいのある人と気軽に話したり、手助けをしたことがあるかについては、4割以上が「ない」と回答しています。その理由については、「たまたま機会がなかったから」が6割以上、2割以上が「どのように接したらよいかわからなかったから」と回答しています。日ごろから、障がいのある人とのふれあいや交流する機会をつくる必要があります。

④障がいのある人の暮らしやすさ

■度会町は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思いますか。(単数回答)



■障がいのある人にとって暮らしやすいまちになるために重点的に取り組む必要があること(3つまで)



- 度会町が障がいのある人にとって暮らしやすいと思うかについては、「暮らしにくい」という回答が 28.4%となっており、「暮らしやすい」(21.2%)を上回っています。
- 障がいのある人にとって暮らしやすいまちになるために取り組むべき施策については、「労働・雇用」が 39.8%、「日常生活支援」が 37.2%となっており、働く場づくりや福祉サービスの充実が求められます。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

障がいのある人の意思の尊重と社会参加の実現

2 基本目標

障がいのある人もない人も
ともに暮らしやすいまち 度会町
～障がいの有無にかかわらず、互いを尊重しあいながら
ともに生きる社会をみんなで実現する～

【考え方】

- 障がいの有無にかかわらず各々の個性と人権が尊重され、一人の住民として同じ立場で暮らしていける「度会町」をめざしていくことが必要です（包みこみ、支え合う社会）。
- そのために、障がいのある人の社会参加を阻む社会的障壁の除去とともに、障がいのある人の生き方や暮らし方などあらゆる場面を自分の意思で決定し、判断できるようにアクセシビリティの向上と意思疎通を支援することが必要です。
- また、障がいの特性や状態、生活実態に加え、性別や年齢に応じたきめ細かい支援が必要です。
- 「障がいの有無にかかわらず、すべての人が心豊かに、安心して暮らせる度会町」を、行政だけではなく障がいのある人自身、障がいのある人を支える人、地域で障がいのある人とともに暮らす人、その他すべての住民、事業者が一体となって「みんな」でつくっていくことが必要です。

3 重視する視点

基本目標を達成するため、次の4つを重視する視点とします。

(1) 自己決定権の尊重と意思疎通支援 ～意思決定の支援～

障がいのある人がどこで誰と生活するかの選択の機会を確保し、障がいのある人の意思決定や意思表示が適切に行われるよう意思決定の支援と意思疎通手段の提供を確保します。

(2) 住み慣れた地域で暮らせる体制づくり ～日常生活の支援～

障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で暮らすことができるように、年齢や性別、障がいの特性や状態に応じた福祉、医療のサービスの充実を図ります。また、その利用等についても気軽に相談できるよう、相談支援等の充実を図ります。

(3) とともに生き、ともに暮らす地域づくり ～地域福祉の推進～

障がいのある人が地域の中で安心して暮らすことができるように、地域全体でともに支え合う地域づくりを進めます。

(4) 人権の尊重と権利を守るまちづくり ～差別解消・権利擁護～

障害者差別解消法に基づき、あらゆる場面において障がい者差別の解消に向けた取り組みと社会的障壁の除去に取り組みます。



4 計画の体系

基本理念：障がいのある人の意思の尊重と社会参加の実現

基本目標

施策の方向

具体的な取り組み

障がいのある人もない人も
ともに暮らしやすいまち
度会町

1. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住環境の整備
- (2) 障がいに配慮したまちづくりの推進
- (3) 防災・防犯対策の推進

2. 行政上の配慮と情報提供の仕組みづくり

- (1) 障がいに配慮した情報提供の推進
- (2) 選挙等における配慮の実施

3. 人権の尊重と権利を守る取り組みの推進

- (1) 広報・啓発活動の充実
- (2) 障がいのある人の権利を守る取り組みの推進
- (3) 障がいを理由とする差別解消の推進

4. 自立した生活支援と意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 福祉サービス等の充実
- (4) 社会参加の促進
- (5) 地域生活を支えるネットワークづくり

5. 保健・医療の充実

- (1) 保健・医療の充実等
- (2) 障がいのある児童への支援
- (3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

6. 雇用・就業・経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労の支援
- (2) 障がい者雇用の促進
- (3) 福祉的就労の底上げ

7. 教育・文化芸術活動・スポーツの振興

- (1) インクルーシブ教育システムの構築
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
- (4) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

第2部

度会町第3次障がい者基本計画

第1章 施策の展開

1 安全・安心な生活環境の整備

現状や課題

- アンケート調査結果によると、自宅での生活を望む人が7割以上となっています。そのためには、障がいに配慮した住宅・生活環境の整備が必要です。本町では、バリアフリー新法及び「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、道路や公園、公共施設等のバリアフリー化を進めていますが、今後もユニバーサルデザインの視点によるまちづくりを推進し、障がいのある人が暮らしやすい環境整備に努めます。また、公営住宅の優先入居を実施することに加え、介助者の高齢化に伴い、グループホームのニーズを把握するなど検討を進めます。
- 東日本大震災をはじめとする近年の豪雨災害等では、障がいのある人の災害時の課題が明らかになってきました。民生委員児童委員や自主防災組織、地域のボランティア等と連携し、災害時の避難に支援が必要な人を手助けするネットワークを構築するとともに、防災訓練等を通じて普段からの対策を講じることが必要です。また、災害時に必要な医療的ケアや支援を行えるように、福祉避難所の体制整備や必要な備品の確保に努めることが求められます。

(1) 住環境の整備

今後の取り組み

①公営住宅の整備

障がいのある人をはじめ、だれもが地域で安心・快適に暮らすことができるよう、生活や活動の障壁となる段差等を取り除いた公営住宅の計画的な整備を進めます。

②住宅改修への支援

重度の身体障がいのある人に対し、段差解消などの住宅改修費を給付します。

③公営住宅への優先入居の実施

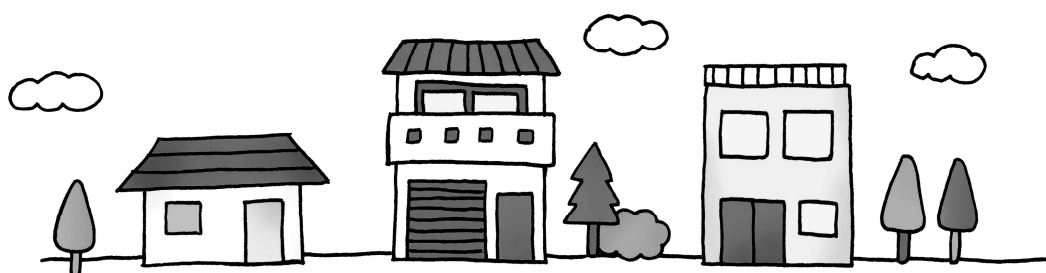
公営住宅の入居に際し、住宅の必要度合いを点数化するなかで優先入居を実施します。

④グループホームの整備等、住宅の確保

事業所に働きかけて必要量の確保に努めるとともに、ニーズを把握した上で、今後のあり方について検討を進めます。

(2) 障がいに関心したまちづくりの推進

今後の取り組み	
①バリアフリーに配慮した公共施設の整備	既存施設について、バリアフリー化を進めます。また、新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から障がいの有無にかかわらず、だれもが利用しやすい施設となるような整備を進めます。
②安全に移動できる歩行環境の整備	障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号機等の設置、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。
③「バリアフリー新法」及び「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の周知・啓発	障がいのある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「バリアフリー新法」及び「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」等の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。
④快適に利用できる公園等の整備	障がいのある人を含め、すべての住民が利用しやすいよう、トイレや傾斜、水辺空間等への配慮など利用しやすい施設整備を進めます。
⑤相談窓口の充実	生活環境等に関する住民の様々な相談、要望等に対応する、相談窓口の周知を図ります。また、関係各課・機関とのネットワークを形成し、窓口の充実を図ります。



(3) 防災・防犯対策の推進

今後の取り組み	
①地域防災体制の確立	避難行動要支援者名簿・マップの作成を進めます。地域コミュニティの形成を促すとともに、民生委員児童委員や地区（自主防災組織）、関係機関・福祉施設、各種ボランティア団体、相互扶助組織等が連携し、地域ぐるみで災害時の避難に支援が必要な人の支援体制の構築を図ります。
②防災訓練への参加促進	防災訓練に障がいのある人の参加を促進し、障がいのある人が災害時に必要な支援等の課題を抽出し、災害対策に役立てます。 自主防災組織の研修などにより、基礎的な防災知識や防災技術を習得できるよう指導を行い、自主防災組織の強化を図ります。
③避難誘導體制の確立	災害時において、障がいのある人に対し災害についての適切な情報を提供します。そのために、防災訓練時に自主防災組織や地域ボランティアの協力を得てそれぞれの障がいのある人に適した情報提供の方法を検討します。 地域の自主防災組織や地域ボランティアと連携して、避難誘導體制の確立に努めます。
④福祉避難所の充実	障がいのある人など災害時に配慮や支援を必要とする人が安全に安心して避難できる福祉避難所の整備について取り組みを進めます。
⑤緊急通報システムの構築	必要な人に対し、定期的に安否確認を行うとともに、災害時や急な体調の変化などの緊急時に通報できる緊急通報装置の貸与について検討します。
⑥障がいのある人に配慮した情報伝達手段の拡充（情報のバリアフリー化）	聴覚障がいのある人・言語障がいのある人にFAXや携帯電話のメール機能等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。また、緊急情報システムやFAX110番、携帯電話等からのメール110番の周知を図り、緊急時における体制の強化を図ります。
⑦地域防犯体制の確立	警察や地区、防犯協会、防犯推進委員協議会等と連携し、防犯・暴力追放運動を推進するとともに、活動への支援と地域における防犯体制の確立を図ります。

2 行政上の配慮と情報提供の仕組みづくり

現状や課題

- 障害者差別解消法では、障がいのある人に対し、合理的な配慮の提供が求められています。本町においても、障がいのある人に適切に対応するため、職員対応要領を周知するとともに、理解を深める取り組みが必要です。
- 障がいのある人が権利を行使するためには、選挙等においても配慮が必要です。障がいの特性に応じ、投票できる環境を整えることが求められます。

(1) 障がいに配慮した情報提供の推進

今後の取り組み

① 障がいの種類に応じた広報の充実と行政資料の作成

広報紙等の刊行物は、色合いや文字の大きさなど、拡大読書器などの使用が円滑に進むよう配慮します。ホームページでは、JIS規格に基づき作成するとともに、ウェブ・アクセシビリティの確認・評価を行います。

② 職員対応要領の周知と活用

障がいのある人に適切に対応するため、職員対応要領を周知するとともに、研修を行うなど活用を図ります。

③ 情報伝達における電子機器の活用

視覚障がいのある人に対し、書類や文書からの必要な情報が伝達できるように、活字読み上げ装置を日常生活用具として給付します。

④ 手話奉仕員・要約筆記者等の養成

手話奉仕員や要約筆記者を養成するため、県の研修制度についての周知に努めます。

(2) 選挙等における配慮の実施

今後の取り組み

①障がいのある人が利用しやすい投票環境の整備

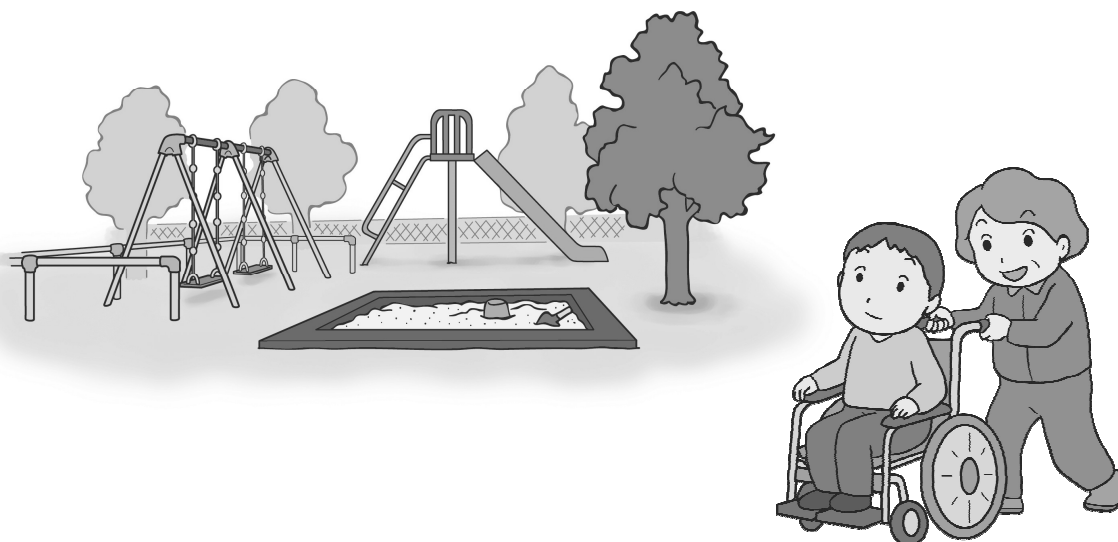
投票所となる会場のバリアフリー化を図るとともに、必要に応じて車いすを設置するなど、障がいのある人が投票しやすい環境をつくります。

②投票に対する支援

投票所において障がいの特性に応じた支援を行います。また、代理記載制度や点字投票、郵便投票を実施します。

③郵便投票の啓発

広報紙及びホームページ上で、郵便投票制度の周知・啓発を行います。



3 人権の尊重と権利を守る取り組みの推進

現状や課題

- アンケート調査結果では、障がいを理由とする差別や偏見が「ある」という回答が3割を超えており、差別や偏見を解消する取り組みが求められます。また、障がいのある人が困っていたときの対応について、知的障がいや精神障がい、発達障がいのある人に対して、援助の仕方がわからないという回答が多く、障がいの内容や、内容に応じた援助の方法について理解を促進することが必要です。広報紙などで啓発を行っているものの、障がいの内容に応じた啓発などはしておらず、今後の推進が求められます。
- 障がいのある人自身や介助者の高齢化が進む中で、障がいのある人の権利を守る取り組みが求められます。アンケート調査結果では、成年後見制度や日常生活自立支援事業などを知らない人も多く、制度の周知を図るとともに、ニーズの把握と制度利用についての課題を整理し、利用しやすい仕組みづくりを進めることが必要です。

(1) 広報・啓発活動の充実

今後の取り組み

① 広報紙・パンフレット・ホームページ等の活用

広報紙、パンフレット、町のホームページ等の広報媒体を活用し、障がいや障がいのある人について住民の理解と啓発を推進します。

② 「障がい者週間」等を中心とした広報・啓発

「障がい者週間」(12月3日～12月9日)、「人権週間」(12月4日～12月10日)、「障がい者雇用支援月間」(9月)の周知を図るとともに、「障がい者週間」の期間を活用し、障がい者団体等と連携し啓発活動や障がいへの理解を深めるためのイベント活動等を推進します。

③ 障がい者関係団体と連携した啓発活動の促進

障がいに関して広く住民の理解を深めるため、障がい者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。

④ 様々な障がいについての啓発促進

内部障がいや学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、自閉症等の発達障がい・精神障がい等、住民の理解の進んでいない障がいについて理解の促進に努めます。

⑤障害者差別解消法及び障害者虐待防止法の啓発の実施

「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」についての広報啓発を行います。

⑥福祉教育活動への支援

福祉に関する資料の貸し出しや情報提供に努め、各種講演会や講座・教室・研修会など、地域における福祉教育活動の促進を図ります。

(2) 障がいのある人の権利を守る取り組みの推進

今後の取り組み

①日常生活自立支援事業の推進

知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力にハンディキャップを有する人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行う日常生活自立支援事業を推進します。

②成年後見制度の利用支援

重度の知的障がいのある人や精神障がいのある人、またはその親族に代わり、町長が成年後見等開始審判の申立てを行います。

③障がいのある人の虐待の防止対策の推進

障害者虐待防止法に基づいた虐待の防止や早期発見等への対応を行います。障がいのある人の虐待防止や虐待を受けた障がいのある人の保護等を図るため、「障がい者虐待防止センター」の設置について検討を行います。

(3) 障がいを理由とする差別解消の推進

今後の取り組み

①人権教育事業の推進

障がいに関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会等の定期的な開催を図ります。

②各種講座・教育への支援

公民館や図書室など社会教育関連施設と連携し、障がいに関する理解を深めるための講座や教室の開催に努め、住民の学習機会の拡充を図ります。

③人権についての相談窓口の設置

障がいのある人に対する差別や合理的配慮の不提供などの事案、障がいのある人の権利を侵害する事態についての相談に応じます。

4 自立した生活支援と意思決定支援の推進

現状や課題

- 障害者総合支援法では、障がいのある人が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」されることを規定し、相談支援事業者及び障がい福祉サービス事業者等に対し、障がいのある人の意思決定の支援に配慮することを求めています。こうした点を踏まえ、障がいのある人が自身の暮らし方を選択できるような情報提供のあり方を工夫するとともに、サービスの利用やあらゆる暮らし方に意思が反映できる取り組みが必要です。
- 障がいのある人の希望に沿った暮らし方を実現するためには、相談支援の充実や必要なサービスの確保が求められます。本町では、近隣市町を含めても利用できるサービス事業所が不足しているため、事業所に働きかけるなどサービスの提供体制の確保に努めるとともに、各種研修に派遣するなど人材の養成に取り組みます。
- 国において、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生社会の実現が提唱されています。障がいのある人も含め、地域全体で支え合う仕組みづくりが必要です。

(1) 意思決定支援の推進

今後の取り組み

①障がいに配慮した情報提供の実施

障がいのある人が自分の意思に基づいて暮らし方を選択できるように、意思決定支援ガイドラインについて関係機関に情報提供します。

②障がいのある人の意見の施策への反映

障がいのある人に関わる施策を決定する際に、当事者の意見を取り入れ、当事者本位の施策の構築に努めます。

③権利擁護の推進

成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、必要とする人を早期に見つけ、利用につなげます。

(2) 相談支援体制の充実

今後の取り組み	
①乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の充実	障がいのある子どもの個々の状態やライフステージに応じて、サポートできる体制の構築に取り組みます。 身近な地域で一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育・教育を受けられるよう、受け入れ体制の整備、教員や保育士、指導員との連携を図ります。また、教育・医療・保健・福祉等の関係機関と連携し、乳幼児期から就労に至るまで一貫した支援体制の整備を図ります。
②障がいのある子どもの親への支援体制の確立	障がいのある子どもの親に対して妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための支援体制の確立を関係各課・機関と連携して進めます。
③相談支援の機能強化	自立支援協議会に相談部会を設置し、様々な課題に対応する仕組みづくりに取り組みます。

(3) 福祉サービス等の充実

今後の取り組み	
①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのあり方について検討を進めます。
②訪問系サービスの提供体制の整備	障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、「居宅介護」や「重度訪問介護」などの訪問系サービスの提供体制を整えます。また、「行動援護」「同行援護」などのサービスの提供により、障がいのある人の外出を支援します。
③日中活動系サービスの提供体制の整備	「生活介護」や「自立訓練」など日中活動系サービスの提供体制を整え、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。
④地域生活支援事業の推進	障がいのある人が、地域において自立した日常・社会生活を営むことができるよう、様々な相談に応じるとともに、地域生活を支える各種サービスの充実を図ります。

⑤補装具給付事業の実施	障がいのある人の身体機能を補完または代替し、日常生活をしやすくするため、補装具の給付を行います。
⑥ホームヘルパーの充実	重度障がいのある人への対応など、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援が行えるよう、ホームヘルパーの養成研修等への参加を促進します。
⑦各種障害者手当等の支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」等の各種手当の普及啓発に努めます。
⑧難病患者に対する情報提供の推進	難病患者に対し、福祉や医療についての情報提供を進めます。

(4) 社会参加の促進

今後の取り組み	
①移動支援の充実	障がいのある人の外出・社会参加を促進するための移動支援の充実に取り組みます。
②各種運賃の割引制度の周知	JRや私鉄、バス等の割引制度について周知を図ります。
③自動車改造費の助成	障がいのある人の運転を支援するため、自動車改造費を助成します。

(5) 地域生活を支えるネットワークづくり

今後の取り組み	
①地域福祉活動への支援	自治会や民生委員児童委員、NPO、住民グループ等の主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図ります。
②小地域ネットワークの構築	障がいのある人をはじめ、地域の中で見守り、支援が必要な人に対して、地域住民をはじめ、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会などによるネットワークの形成を図ります。
③ボランティアの育成	関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講するとともに、児童・生徒など、子どもたちからのボランティア体験を推進します。
④ボランティア活動への支援	ボランティアセンターの機能強化やボランティア団体への活動支援、団体・個人間の交流とネットワーク化の促進に努めます。
⑤障がい者団体活動支援事業	町内で活動する障がい者団体や関係者で構成する団体に対して支援を行い、障がいのある人の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。
⑥親や家族など介助者への支援	親や家族など、介助者等の負担を軽減するため、地域住民をはじめ、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会などの連携による支援・相談体制の構築を図ります。

5 保健・医療の充実

現状や課題

- 障がいの早期発見・早期療育を図る観点から、妊娠期には妊婦健康診査を、乳幼児期には月齢に応じた健康診査を実施し、病気や障がいが確認された場合の対応などを含め情報提供をしています。障がいのある児童に対しては、保健師や保育所、関係機関が連携し、児童の発達相談に応じるとともに、必要な支援を行う仕組みが必要です。また、障がい児福祉計画に基づき、障がいのある児童が必要な支援を受けながら生活し、学ぶことができる体制を構築することが必要です。
- 医療的ケア児に対応できる仕組みづくりが求められていますが、本町には、医療的ケア児に対応できる病院や施設がないのが現状です。現在は高度な医療的ケアが必要な児童はいないものの、必要とする児童が現れた場合に対応できるよう、近隣市町との連携を図ることが必要です。
- 心疾患やがん、糖尿病などの病気から障がいにつながる場合があります。特定健康診査やがん検診など、各種健康診査の実施と受診率向上に努め、障がいの原因となる病気を予防することが必要です。

(1) 保健・医療の充実等

今後の取り組み

①公的医療制度の充実

重度心身障がい（児）者に対する医療補助など、障がいのある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適正な運用を図ります。

②自立支援医療の給付

18歳以上の身体障がいのある人の障がいを軽減または回復させるための手術や治療など、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療（更生医療）の給付を行います。18歳未満の障がいのある子どもにおいては自立支援医療（育成医療）、また、精神障がいのある人においては自立支援医療（精神通院）を受給できるよう関係機関と連携を図ります。

③精神保健・医療施策の推進

心の健康づくりを推進します。また、医療機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療に努めるとともに、緊急時における救急体制の構築など適切な支援が行えるよう進めていきます。

④訪問看護の推進

精神障がいのある人に対して、医療機関等が行う訪問看護について周知を図ります。

(2) 障がいのある児童への支援

今後の取り組み	
①障がい児福祉サービスの利用支援	町が指定する特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者との連携のもと、障がいのある子どもの居宅サービス、通所サービスの利用にあたっての障がい児福祉サービス利用計画の作成を行います。
②各種サービスの整備	障がいのある児童が利用できるサービスの提供体制を整備します。
③療育体制の充実	療育相談や機能訓練などを有する障がい者支援施設との連携を図り療育環境の整備に努めます。
④子育て家庭への訪問指導の推進	妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康の保持増進を図るとともに、障がいの早期発見、療育相談等に応じます。
⑤児童発達支援の充実	障がいのある子どもの身近な療育の場として、地域の障がいのある子どもを対象に、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施するよう努めます。
⑥保育所等訪問支援の実施	保育所等を利用している障がいのある児童に対し、保健師が定期的に巡回訪問し、障がいのある児童の保育について助言と指導を行います。

(3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

今後の取り組み	
①妊婦健診・乳幼児健診等の充実	安全・安心に出産できる医療環境の確保や疾病や障がいの早期発見・対応を図るため、妊婦健診、乳幼児健診を実施します。
②乳幼児への保健指導の実施	こにちは赤ちゃん訪問、乳幼児訪問、健康教育・健康相談・療育指導、母子保健訪問指導、健康診査後の経過観察等を通じて障がいの早期発見と早期療育につなげます。
③生活習慣予防対策における健診（検診）等の推進	特定健康診査の受診率の向上と健診結果に基づく保健指導の充実により、障がいの原因となる脳血管疾患や腎不全、心臓病などの生活習慣病及びその重症化を予防します。また、各種がん検診の受診を促進し、がんの早期発見・早期治療に努めます。
④健康教育・健康相談の実施	健康教育や健康相談の充実を図り、健康づくりを支援するために、生活習慣病等の疾病の予防や治療方法等について理解と周知を図ります。また、学校の実施している生活習慣病予防や心の健康を含む思春期保健に関する健康教育の内容を把握し、連携について協議・検討します。
⑤医療的ケア児の支援	保健・医療・福祉等関係機関が連携し、医療的ケアが必要な児童に対し、必要な支援が行える体制づくりに努めます。
⑥障がいのある人の健康づくり	障がいのある人の健康の保持・増進を図るため、関係各課・機関と連携し、健診や指導体制の確立に向け、検討を進めます。

6 雇用・就業・経済的自立の支援

現状や課題

- 障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、働く意欲のある人が適性に
応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就労の機会を確保すること
が必要です。本町では、伊勢志摩障害者就業・生活支援センターと連携しながら、
就労促進のための相談、職場開拓、仕事を継続するためのフォローアップなどの総
合的な支援を行っています。今後も就労についての相談支援体制を充実させるとと
もに、就労を希望する人と障がい者雇用に関心がある企業とのマッチングを図る仕
組みづくりが必要です。
- 町内には就労系事業所がない上、需給の関係から今のところは事業所の設置は困
難と思われるため、近隣市町の事業所と連携し、障がいのある人の能力や個性に
合った働く場を確保することが必要です。日中活動の場として社会福祉協議会で
生活介護を行っており、障がいのある人の可能性を引き出す作業内容を工夫する
ことが求められます。

(1) 総合的な就労の支援

今後の取り組み

①就労に関する相談体制の充実

障がいのある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また、情
報提供が行えるよう、公共職業安定所及び伊勢志摩障害者就業・生活支援センタ
ー等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

②ハローワーク（公共職業安定所）三重障害者職業センターとの連携

関係機関が支援する各種制度の広報・啓発及び活用の促進に努めます。
ハローワークによる障害者試行雇用（トライアル雇用）事業や精神障害者等ステ
ップアップ雇用の活用を図ります。
三重障害者職業センターによる職場適応援助者（ジョブコーチ）や精神障害者総
合雇用支援（職場復帰のコーディネーター、リワーク支援）を活用し、障がいのある
人の雇用を進めます。

③広域的な就労ネットワークの形成

特別支援学校や学校、ハローワーク、商工会、民間企業、就労系事業所、行政等
の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障がいのある
人の就労支援が図れる体制づくりに努めます。

(2) 障がい者雇用の促進

今後の取り組み

①民間企業への啓発・雇用拡大の促進

障害者雇用率制度の周知徹底を図るとともに、未達成企業に対し指導や助成金制度等を適用するなどハローワーク、商工会等関係機関と連携しながら民間企業における雇用の促進します。また、農福連携による雇用創出にも取り組みます。

②公共機関における雇用拡大の推進

町役場等の公共機関において、障がいのある人の雇用の促進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。

(3) 福祉的就労の底上げ

今後の取り組み

①福祉的就労の充実

一人ひとりの障がいの内容や状態に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、就労系事業所等との連携を強化し、就労支援に取り組みます。

②福祉的就労施設の整備

特別支援学校卒業生や在宅の障がいのある人のニーズを把握し、就労系事業所や生活介護事業所など多様な就労の場の確保を進めます。



7 教育・文化芸術活動・スポーツの振興

現状や課題

- 障がいの有無にかかわらず、可能な限りともに教育を受けられることができる仕組みをつくることが求められています。本町では、特別支援教育コーディネーターや校内委員会を設置し、障がいのある子どもの教育を支援しています。今後も、一人ひとりの個性と能力に応じた教育を進める必要があります。
- 障がいのある児童・生徒に対応できるよう、教員の専門性と指導力の向上を図ることが必要です。発達障がいや学習障がいなど近年に研究が進んでいる障がいについて理解を深めることも求められています。本町では、特別支援学校と小中学校の障がい児教育担当教員との実践的交流や研修を実施していますが、力量については課題が残るのが現状です。教職員の異動などにより支援する体制が変わらないように、一貫した体制づくりが必要です。
- 障がいのある人への理解を深めるには、子どものころからの教育が必要です。障がいのある人との交流や人権教育を通じて、福祉の心を養うとともに、障がいのある人への理解を促進する教育が求められます。
- 障がいがあっても、スポーツや文化活動を楽しむことができる環境整備が求められています。障がいのある人がスポーツ施設や社会教育施設を利用しやすいように整備するとともに、障がいのある人が参加しやすい講座の検討や指導者の育成が必要です。また、障がいのある人の文化芸術活動等の成果を発表する場をつくることも必要です。

(1) インクルーシブ教育システムの構築

今後の取り組み

①障がいのある児童の意思を尊重した教育の実施

障がいの有無にかかわらず、可能な限りともに教育を受けられるような条件整備に努めます。障がいのある児童と保護者に対する十分な情報提供を行い、その意思を尊重した就学先が決定できるように取り組みます。

②教育施設のバリアフリー化

障がいのある児童生徒が学習しやすいように学校施設等の環境整備を行います。

③教職員の専門性の向上

障がいのある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、特別支援学校や小中学校障がい児教育担当教員との実践的な交流、研修会を実施し、教員の専門性を高め、学習指導の充実と向上を図ります。

④放課後の居場所づくり
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）において、障がいの有無に関わらず、ともに過ごす居場所づくりを進めます。
⑤発達障がい児支援の充実
教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障がい（LD）や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）など発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。
⑥校内体制の整備
特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会の設置などを進め、校内体制の構築を推進します。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、障がいのある児童のニーズに応じた支援に取り組みます。

（２）福祉教育の推進

今後の取り組み	
①障がい者教育事業の推進	
障がいのある人の社会参加の促進を図るため、交流活動や学習活動に必要な指導者の育成に取り組みます。	
②学校における交流活動の推進	
関係機関・団体との連携を強化し、学校における福祉・ボランティア活動や福祉体験学習等のカリキュラムの中で、障がいのある人との交流機会の充実を図ります。	
③交流の場づくり	
障がいのある人と地域住民との交流を活発にするため、イベントやフェスティバル等の企画・実施を検討します。	
④学校における福祉教育の推進	
「地域ふれあい体験活動」や「総合的な学習の時間」等を活用し、子どものころから福祉に対する理解を深める福祉教育を推進します。	

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

今後の取り組み	
①生涯学習の促進	障がいのある人が参加しやすい講座を研究し、実施に努めます。障がいのある人の文化芸術活動の成果を発表できる機会の創出に努めます。
②社会教育施設の整備	障がいのある人をはじめ、だれもが利用しやすい、社会教育施設の整備及び充実に取り組みます。

(4) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

今後の取り組み	
①障がい者の集い	障がいのある人を対象に、お互いの理解と親睦を深めるため、障がい種別をこえた交流事業の開催を検討します。
②障がい者スポーツの促進	2020年東京パラリンピックに向けて、障がい者スポーツの振興を図ります。障がい者スポーツ指導者の養成と組織化を支援するとともに、障がいのある人が参加できる方法を工夫します。



第3部

度会町第5期障がい福祉計画

第1章 障がい福祉サービスの提供

1 障がい福祉サービスの提供についての基本的な考え方

障がい福祉サービス及び相談支援の提供体制にあたっては、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 訪問系サービスの充実

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者包括等支援の訪問系サービスの充実を図り、障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービスの充実を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

障がいのある人の希望に応じ、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センターで提供される日中活動系サービスの充実を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームのニーズを把握し、今後のあり方を検討するとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所施設等から地域生活への移行を進めます。必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することにより、障がいのある人の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

(4) 一般就労への移行の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5) 相談支援体制の構築

障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を整理し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、行政機関とその他関係機関との連携に努めることが必要です。

2 障がい福祉サービスの提供状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスで利用実績があるのは、居宅介護と同行援護、行動援護となっています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	人	実績値	4	1	1
		計画値	3	3	4
	時間	実績値	6	11	9
		計画値	16	16	20
重度訪問介護	人	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
	時間	実績値	0	0	0
		計画値	8	8	8
同行援護	人	実績値	0	1	1
		計画値	0	0	1
	時間	実績値	0	8	7
		計画値	0	0	4
行動援護	人	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
	時間	実績値	22	20	12
		計画値	16	16	16
重度障害者等 包括支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
	時間	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0

※実績値及び計画値は、1か月毎の利用者数、利用時間を足したものを12か月で除した数値
平成 29 年度の実績値は9月までの実績による見込み

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、生活介護は平成 27 年度は計画値を下回っていますが、平成 28 年度は上回っています。就労継続支援 A 型は、平成 28 年度、平成 29 年度の実績値が計画値を上回っています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人	実績値	20	23	22
		計画値	22	22	22
	人日分	実績値	405	450	464
		計画値	440	440	440
自立訓練 (機能訓練)	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	1
	人日分	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	23
自立訓練 (生活訓練)	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	1
	人日分	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	23
就労移行支援	人	実績値	2	1	3
		計画値	1	1	2
	人日分	実績値	5	10	25
		計画値	20	20	40
就労継続支援 (A 型)	人	実績値	5	7	3
		計画値	3	2	2
	人日分	実績値	65	65	51
		計画値	66	44	44
就労継続支援 (B 型)	人	実績値	10	6	5
		計画値	7	7	8
	人日分	実績値	111	96	89
		計画値	105	115	137
療養介護	人	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
短期入所 (ショートステイ)	人	実績値	4	5	4
		計画値	5	5	5
	人日分	実績値	10	11	27
		計画値	15	15	18

※実績値及び計画値は、1か月毎の利用者数、利用日数を足したものを12か月で除した数値
平成 29 年度の実績値は9月までの実績による見込み

(3) 居住系サービス

共同生活援助は、平成 29 年度の利用者数が計画値を下回っています。施設入所支援は、平成 29 年度の利用者数が計画値を上回っています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人	実績値	2	2	1
		計画値	2	2	2
施設入所支援	人	実績値	10	10	12
		計画値	10	10	9

※実績値及び計画値は、1か月毎の利用者数を足したものを 12 か月で除した数値
平成 29 年度の実績値は9月までの実績による見込み

(4) 相談支援

計画相談支援は、実績値が計画値を上回っています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人	実績値	4	8	9
		計画値	3	3	4
地域移行支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	1
	人日	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	23
地域定着支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	1

※実績値及び計画値は1か月毎の利用者数、利用日数を足したものを 12 か月で除した数値
平成 29 年度は9月までの実績による見込み

3 地域生活支援事業の提供状況

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業については、国の補助事業としては行っていませんが、「障がい者週間」等において啓発活動を実施しています。

サービス名	単位		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業については、国の補助事業としては実施していませんが、既存の団体や福祉関連事業等の自発的な活動の支援をしています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動 支援事業	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	有	有	有

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、平成 25 年度に 1 か所を設置しました。基幹相談支援センターは、平成 27 年度までは実施していましたが、平成 28 年度以降は実施できていない状況です。住宅入居等支援事業については、実施を予定していましたが、平成 29 年度までに実施はできていない状況です。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	か所	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	実績値	有	無	無
		計画値	有	有	有
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	無	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	無	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用促進事業は、1 件の利用を見込んでいましたが、いずれの年度も利用はありません。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	件	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、実施できていない状況です。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	無	無	有

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業は各年度で1件の利用を見込んでいましたが、いずれの年度も利用がない状況です。

サービス名	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1

※平成29年度は9月までの実績による見込み

(7) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業については、平成28年度は240件の計画に対し、188件、平成29年度は240件の計画に対し、88件の利用がありました。

サービス名	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活用具給付事業	件	実績値	89	88	88
		計画値	230	240	240

※平成29年度は9月までの実績による見込み

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、手話奉仕員を養成できていない状況です。

サービス名	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修 事業	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	5

※平成29年度は9月までの実績による見込み

(9) 移動支援事業

移動支援事業については、いずれの年度も月平均 10 時間の利用を見込んでいましたが、いずれの年度も 4 時間の利用がありました。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	時間	実績値	4	4	4
		計画値	10	10	10

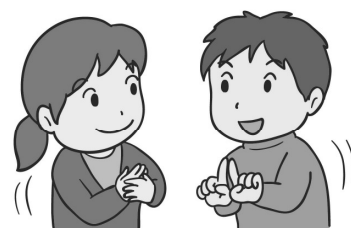
※計画値及び実績値は1カ月の利用時間を12で除した数
平成 29 年度は9月までの実績による見込み

(10) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、町内の事業所に加えて、町外の事業所と利用契約を結んでいます。利用人数は、いずれの年度も 1 人となっています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	か所	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
	人	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1

※計画値及び実績値の人数は、年間の利用している実人数
平成 29 年度は9月までの実績による見込み



【任意事業】

(1) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業については、平成 28 年度は月平均 8 回の利用がありました。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	回	実績値	6	8	0
		計画値	9	9	9

※計画値及び実績値は、1カ月の利用回数を12で除した数
平成 29 年度は9月までの実績による見込み

(2) 日中一時支援事業

日中一時支援事業については、平成 27 年度、平成 28 年度は計画をやや上回る利用でしたが、平成 29 年度の利用は、計画値を下回っています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	人分	実績値	10	11	5
		計画値	9	10	10

※計画値及び実績値の人数は、1カ月の利用人数を12で除した数
平成 29 年度は9月までの実績による見込み

(3) 社会参加促進事業

社会参加促進事業については、町外の事業所で1人が利用しています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
社会参加促進事業	人分	実績値	0	1	1
		計画値	2	2	2

※計画値及び実績値の人数は、年間の利用実人数
平成 29 年度は9月までの実績による見込み

第2章 障がい福祉サービスの充実

1 平成 32 年度における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 28 年度末時点の施設入所者の 9 %以上を地域生活へ移行。 ○平成 28 年度末時点の施設入所者から 2 %以上削減。 ○平成 28 年度末において、第 4 期障がい福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成分の割合を平成 29 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値として設定。
度会町の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の施設入所者の背景には、家族関係や障がいの内容などから家庭や地域での生活がむずかしいという事情があり、地域生活への移行は現実的には困難と思われる。さらに、現時点で入所を希望され、待機中の方もいることから、実質的には増加する見込み。グループホームの利用などにより、少なくとも 1 人は地域生活に移行できるように努める。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 29 年度末時点の施設入所者 (A)	12 人	※平成 28 年度末時点では 10 人
【目標】 地域生活移行者の増加	1 人	(A) のうち、平成 32 年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	9 %	
【目標】 施設入所者の削減	1 人	(A) の時点から、平成 32 年度末時点における施設入所者の削減目標値
	9 %	
平成 32 年度末時点の施設入所者	12 人	平成 32 年度末の利用者数見込み 平成 29 年度末からは 1 人の地域移行をめざしますが、すでに 1 人の待機者がいるため

(2) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針	○平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
度会町の方針	○圏域で「圏域地域生活支援拠点整備ワーキンググループ」を設置しており、この中で検討を進める。居住支援機能と地域支援機能の連携を進めるとともに、障がい者施設以外の福祉施設の活用等を含め検討する。

(3) 精神障がいにも対応した地域包括支援システムの構築

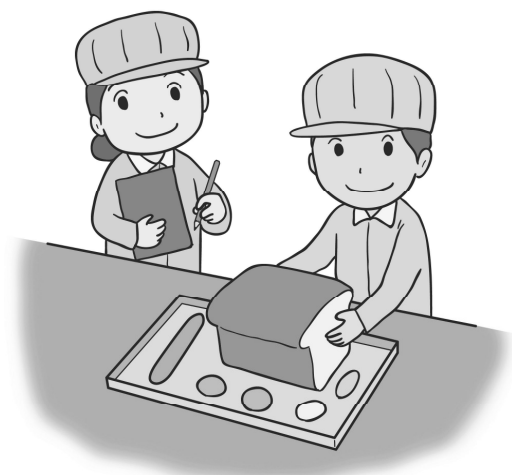
国の指針	○平成 32 年度末までに市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。市町村単独で設置するのが困難な場合は、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
度会町の方針	○町内で設置が可能か検討を進めるとともに、近隣市町や圏域での設置について検討する。自立支援協議会に精神障がいの専門家を加えるなどし、精神障がいにも対応できる協議の場の設置を検討する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。 ○就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加する。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。 ○各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とする。
度会町の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とし、数値目標を設定。 ○平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数について、平成 28 年度末における利用者の 2 割以上増加することを基本として目標を設定。 ○事業所ごとの就労移行率については、町内に事業所がないため、設定できない。 ○就労定着支援の直場定着率については、町内に事業所がないため、設定できない。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者(A)	1 人	平成 28 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	2 人	就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度中に一般就労に移行する人数
	2 倍	$(B) / (A)$
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	1 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	2 人	就労移行支援事業の平成 32 年度末における利用者数
	2 倍	$(D) / (C)$



2 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常に介護を要する人方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護などの家事や、生活に関する相談及び助言、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、行動する際の危険を回避するために必要な援護を行ったり、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がいのある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

■見込量

(月平均)

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	人	1	2	2	3
	時間	9	18	18	27
重度訪問介護	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0
行動援護	人	1	0	0	1
	時間	12	0	0	18
同行援護	人	1	1	1	1
	時間	7	8	8	8
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0

■見込量確保のための方策

居宅介護については、利用者数が増加傾向にある上、地域における生活を支援するという意味からも、今後も増加を見込んでいます。ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

重度訪問介護は現在のところ利用はありませんが、必要に応じてサービスを提供できる体制づくりに努めます。

同行援護は、利用希望者がいるため、ガイドヘルパーを養成するなど今後に向けて充実に努めます。



(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	障がい者支援施設等で、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人に対し、通っている障がい者支援施設やサービス事業所等において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人に対し、通っている障がい者支援施設やサービス事業所等において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	通常の事業所での雇用を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 A 型	雇用契約に基づいて継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がいのある人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 B 型	通常の事業所に雇用されていたものの、年齢や心身の状態等の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されなかった者等に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所	短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

■見込量

(月平均)

サービス名		平成29年度 実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人	22	22	22	23
	人日	464	480	480	500
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0
就労移行支援	人	3	2	2	2
	人日	25	25	30	40
就労継続支援 A 型	人	3	3	3	4
	人日	51	66	66	88
就労継続支援 B 型	人	5	6	7	8
	人日	89	114	133	152
就労定着支援	人	5	0	0	0
療養介護	人	89	1	1	1
短期入所	人	4	4	4	5
	人日	27	28	28	35

■見込量確保のための方策

生活介護の利用者数は増加傾向にあるため、今後も日中活動を希望する人に提供できるように、サービスの充実に努めます。

就労支援については、就労系事業所の利用が年々増加していることから、今後も必要量の確保に努めます。ハローワークや伊勢志摩障害者就業・生活支援センター等と連携を図りながら、就労に関する支援を行います。

短期入所については、緊急時や介護者の負担軽減のためニーズが高く、今後も利用希望者の増加が見込まれることから、近隣市町の事業所に働きかけるなど、受け入れ先の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■見込量

(月平均)

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	人	1	2	2	2
施設入所支援	人	9	12	12	12
自立生活援助	人	-	0	0	1

■見込量確保のための方策

共同生活援助については、地域生活の移行をめざす上では重要な拠点で、本町においても関心が高まっています。一方、費用面や立地場所等で課題もあるため、必要量を確保するとともに、今後に向けたニーズを探りながら、設置のあり方について検討を進めます。施設入所支援については、平成 32 年度末における成果目標を踏まえて設定しています。

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

■見込量

サービス名	平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人／年 38	39	40	46
地域移行支援	人／年 0	0	0	1
地域定着支援	人／年 0	0	0	1

※計画相談支援の見込量は年間の利用人数を記載しているため、月平均の人数を記載している 53 ページの実績とは数字に開きがあります

■見込量確保のための方策

計画相談支援については、福祉サービスの利用者数を踏まえて設定しています。地域移行支援、地域定着支援については、施設入所や精神科病院に入院している人の地域移行の目標に応じて見込量を設定しています。

3 地域生活支援事業の見込み量と確保策

【必須事業】

①理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■見込量

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	有

■確保策

国の補助事業としての啓発活動は行っていませんが、「障がい者週間」における啓発活動や障がい者団体と連携した啓発活動などを実施しています。今後も、障がい者団体と連携しながら研修・啓発活動を行います。

②自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■見込量

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有

■確保策

国の補助事業は実施していませんが、既存の団体や福祉関連事業所と連携を図り、障がいのある人をはじめ、その家族、地域住民による自発的な取り組みを支援しています。今後も、そうした活動の支援を進めます。

③相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■見込量

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有

■確保策

障がい福祉サービス利用者への計画相談や個別の相談支援の充実を踏まえ、相談支援サービス実施事業所に対して支援を行います。また、基幹相談支援センター設置に向けた課題を整理しつつ、近隣市町や圏域での設置も視野に検討を進めます。

④成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

■見込量

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	1	1	1

■確保策

高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携し、成年後見制度についての広報に努めるとともに、相談機関と連携して利用が必要な人に対し、支援を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■見込量

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有

■確保策

成年後見制度のニーズを把握し、法人後見制度の体制構築についての課題を整理し、方向性を探ります。

⑥意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

■見込量

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	0	1	1	1

■確保策

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、障害者差別解消法や障害者権利条約等により合理的な配慮がなされる取り組みに対応できる体制づくりが求められています。本町におけるニーズに対応した提供体制づくりに努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■見込量

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活用具給付等事業	件	88	200	200	200

■確保策

日常生活用具等の給付を必要とする人がサービスを利用できるように日常生活用具等に関する情報の周知を引き続き図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■見込量

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	0	1

■確保策

県が実施する研修への派遣や、他市町との合同開催等も視野に入れながら、手話奉仕員の養成を図ります。

⑨移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

■見込量

(月平均)

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	時間	4	10	10	10

■確保策

移動支援については一定のニーズがある上、障がいのある人の社会参加の促進に加え、障がいのある人や障がいのある子どもの自立に向けて、支援の充実に努めます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援を促進します。

■見込量

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター	か所	0	0	0	0
	人	1	2	2	2

■確保策

町内にはありませんが、引き続き、近隣市町の地域活動支援センターを利用できる体制の確保に努めます。

【任意事業】

⑪訪問入浴サービス事業

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することで、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■見込量

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	回	0	9	9	9

※サービス利用者が1か月に利用する回数

■確保策

訪問入浴サービス事業については、ニーズがあった場合に対応できるように一定量の確保に努めます。

⑫日中一時支援事業

■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

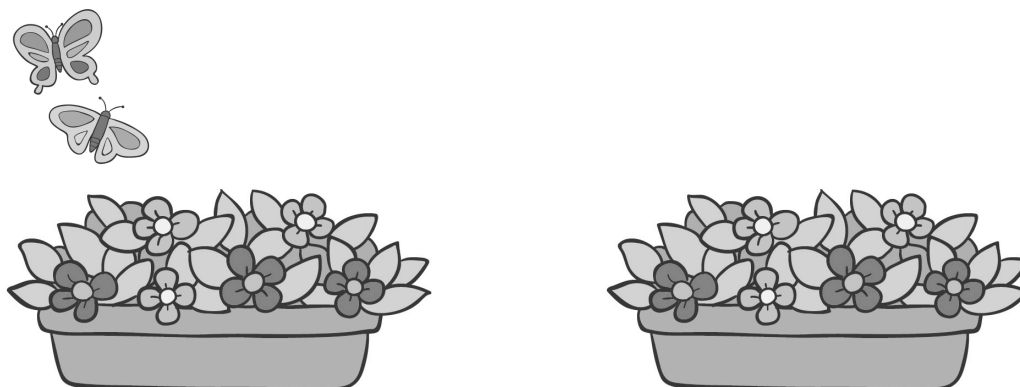
■見込量

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	人分	5	8	8	8

※年間に利用する実人数

■確保策

「日中一時支援事業」については、児童生徒の放課後の居場所や長期休暇中の日中活動の場としての利用が見込まれるため、必要量の確保に努めます。



第4部

度会町障がい児福祉計画

第1章 障がい児福祉サービスの提供

1 障がい児福祉サービスの提供についての基本的な考え方

子ども・子育て支援法及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の視点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

(1) 地域支援体制の構築

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制づくりが必要です。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策と連携を図ることが重要です。また、就学時及び卒業時において、学校、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設、障がい児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図ることが必要です。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障がい児通所支援事業所が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る必要があります。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実に加え、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児や虐待を受けた障がい児等の特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制が必要です。

(5) 障がい児相談支援体制の確保

障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心的で重要な役割を担っていることから、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援の提供体制の構築を図る必要があります。

2 障がい児福祉サービスの提供状況

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人	実績値	7	9	7
		計画値	1	3	3
	人日	実績値	21	29	42
		計画値	5	8	8
医療型 児童発達支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
	人日	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
放課後等 デイサービス	人	実績値	5	6	9
		計画値	5	5	4
	人日	実績値	17	52	88
		計画値	8	8	8
保育所等 訪問支援	人	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
	人日	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
障害児相談 支援	人	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	2

※実績値及び計画値ともに、1か月毎の利用者数、利用日数を足したものを12か月で除した数値
平成 29 年度は9月末までの実績による見込み



第2章 障がい児福祉サービスの充実

1 平成 32 年度における成果目標

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の指針	<p>○平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>○平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p>
度会町の方針	<p>○町内の関係機関と連携し、設置に努めるとともに、近隣市町や圏域での設置も視野に取り組む。</p> <p>○保育所等訪問支援については、これまでも保健師が定期的に巡回指導しており、今後も同様に対応する。</p>

(2) 医療的ニーズへの対応（新規項目）

国の指針	<p>○平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>○平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p>
度会町の方針	<p>○本町においては重症心身障がい児に対応できる医療機関がないが、近隣の済生会明和病院なでしこで事業を実施しており、必要な体制は確保できている。</p> <p>○三重県南部 6 市 10 町と済生会明和病院なでしこで構成する「みえる輪 ネット（三重県南部医療的ケア地域支援連絡会議）」を本計画の協議の場に位置づけられるよう、調整を進める。</p>

2 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策

(1) 障がい児福祉サービス

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施したり、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中（または利用予定）の障がいのある児童が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込量

(実人数・月平均)

サービス名		平成 29 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人	7	11	12	12
	人日	42	78	85	85
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	9	10	12	12
	人日	88	100	120	120
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	-	0	0	0
	人日	-	0	0	0
障がい児相談支援	人年	9	18	21	24
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	-	0	0	0

■確保策

障がい児に対する福祉ニーズは年々高まっていることから、サービスの構築が求められています。相談支援については、サービスの利用を希望する児童に対し、計画策定を行います。放課後等デイサービスについては、利用が増加しているため、ニーズに応じた量を確保できるよう、事業所に働きかけを行います。保育所等訪問支援については、保健師による巡回指導で対応します。医療的ケア児に対しては、町内には福祉サービスを提供する事業所がない上、医療的ケア児に対応する医療機関もないため、必要なサービスについては、近隣市町や圏域での設置に向けて取り組みを進めます。

(2) 保育施設等における障がい児入所者数の見込み量

■見込量

事業名と単位			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	加配対象	人	5	6	6
	発達支援利用者	人	8	9	9
放課後 児童クラブ	加配対象	人	-	-	-
	発達支援利用者	人	5	5	5

第5部 計画の推進

第1章 計画推進のために

1 関係各課・関係機関・関係団体との連携

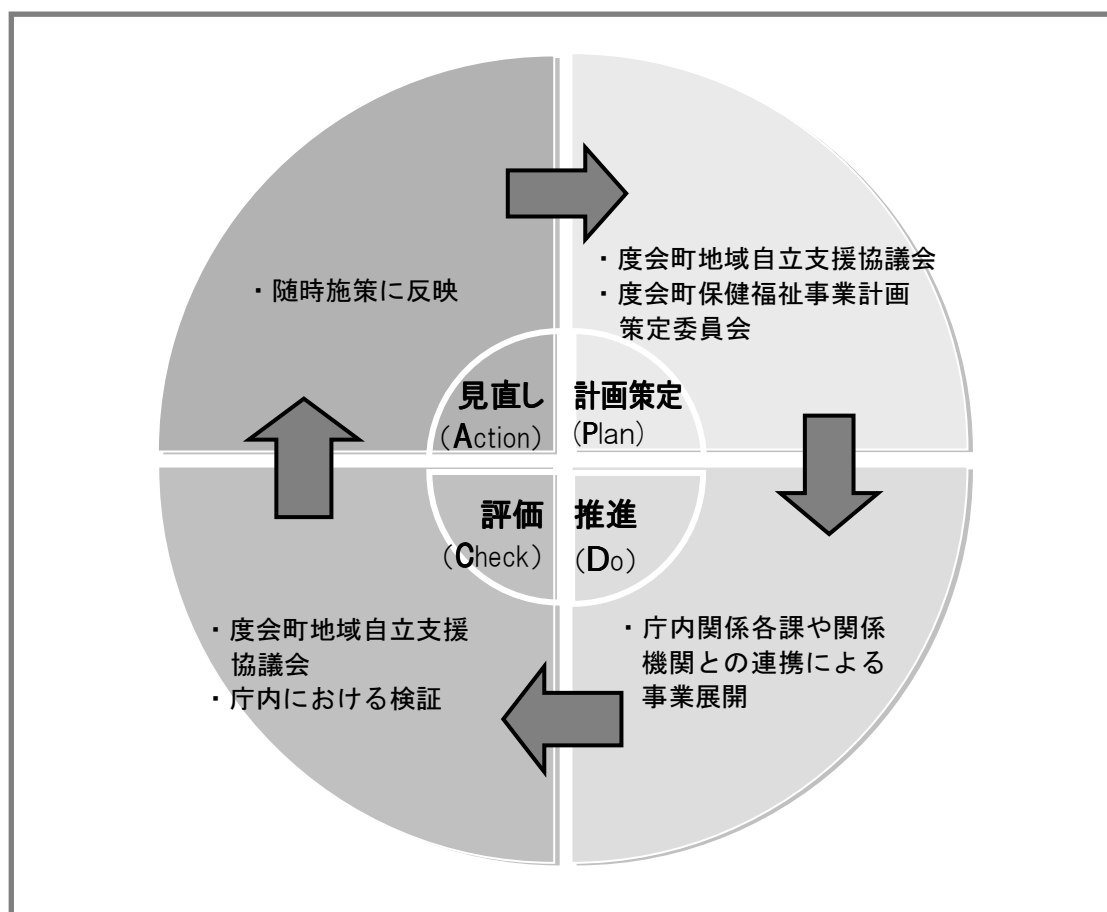
障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

また、障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全安心の支援体制等の充実を図っていきます。

2 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「度会町地域自立支援協議会」及び、その専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施していきます。



資料編

1 用語解説

あ行

アクセシビリティ

情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす用語。利用のしやすさ。

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

インクルーシブ教育システム

障がいのある人とない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。

NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、住民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない住民活動団体という意味で用いられる場合が多い。1998（平成10）年12月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

か行

協働

役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。まちづくりにおける協働は、住民、自治会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、そして連携と協力をすること。

グループホーム

障がいのある人等が援助を受けながら共同生活を営む施設。特に、少人数の知的障がいのある人や精神障がいのある人が就労しつつ、日常生活の援助を受けて共同で生活する施設。

権利擁護

金銭の管理やサービスの利用等において、自己の権利を表明することが困難な障がいのある人や認知症の高齢者などの権利を守り、代弁すること。

高次脳機能障がい

脳が部分的に損傷を受け、脳機能に何らかの障がいが生じている状態。高次脳機能障がいは、一般的には脳の損傷によって引き起こされる認知障がいと定義される。記憶障がいや失語症、遂行機能障がいといった障がいが含まれ、発する症状は脳が損傷を受けた部分によって異なる。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

さ行

障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正された。また、平成16年、平成23年に一部改正が行われている。

障害者自立支援協議会

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

障害者総合支援法

「障害者自立支援法」の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障害者総合支援法」）に改題されたもの。

ジョブコーチ

「職場適応援助者」の別称。障がいのある人が一般の職場で就労するにあたり、障がいのある人・事業主及び当該者の家族に対して障がいのある人の職場適応に向けたきめ細かな人的支援を提供する専門職。

成年後見制度

認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがない場合は市町村）の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等（後見人・補佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。

た行

地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域生活支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障がいのある人の福祉の増進を図り、町民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。

地域生活への移行

入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにも関わらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

地域包括ケアシステム

障がいや加齢、疾病を起因として、生活に支援を要するようになったとしても住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活をできる限り続けられるよう、その人が必要とする支援に対応し、様々なサービスを継続的・包括的に提供していくもの。

介護保険においては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステムの構築が進められている。

特別支援学校

旧「盲・ろう・養護学校」のことで、平成19年度の特別支援教育の本格実施に伴い、一般的に「特別支援学校」と称されている。障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。

な行

難病

原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれがある疾病。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

農福連携

農業を福祉の分野に取り入れる試み。高齢化や担い手不足が進む農業分野において、障がいのある人の働く場を確保するとともに、障がいのある人の工賃向上につながるとして、農林水産省などが推奨している。

は行

バリアフリー

高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

ピアサポート

同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障がい者自立生活運動で始まり、知的障がいや精神障がいの分野でも定着し始めている。

避難行動要支援者名簿

高齢者、障がいのある人、乳幼児等のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）の名簿をいう。災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）により、自治体による作成を義務付けること等が規定された。

福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

福祉避難所

災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

ま行

民生委員児童委員

民生委員法に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等である。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

や行

ユニバーサルデザイン

高齢であることや障がいの有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。

ら行

療育

障がいのある子どもが医療的配慮の下で育成されること。

2 計画策定の経過

日時	内容
平成 29 年 1 月 12 日 (木) 10:00～ 度会町地域自立支援協議会 14:00～ 第 1 回度会町保健福祉事業 計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「度会町第 3 次障がい者基本計画 第 5 期障がい福祉計画等」策定スケジュールの説明等 ・「度会町第 4 期障害福祉計画」の実績と評価について ・「度会町第 3 次障がい者基本計画 第 5 期障がい福祉計画等」策定に係るアンケート調査の内容について
平成 29 年 3 月 29 日 (水) 13:30～ 度会町地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「度会町第 4 期障害福祉計画」の評価について ・「度会町第 3 次障がい者基本計画 第 5 期障がい福祉計画等」策定に係るアンケート調査回収結果
平成 29 年 6 月 1 日 (木) 13:30～ 度会町地域自立支援協議会 16:00～ 第 2 回度会町保健福祉事業 計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「度会町第 3 次障がい者基本計画 第 5 期障がい福祉計画等」策定に係るアンケート調査結果について
平成 29 年 9 月 28 日 (木) 14:00～ 度会町地域自立支援協議会 16:30～ 第 3 回度会町保健福祉事業 計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「度会町第 3 次障がい者基本計画 第 5 期障がい福祉計画 障がい児福祉計画」骨子案について
平成 29 年 11 月 30 日 (木) 9:00～ 度会町地域自立支援協議会 16:30～ 第 4 回度会町保健福祉事業 計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「度会町第 3 次障がい者基本計画 第 5 期障がい福祉計画 障がい児福祉計画」素案について ・「度会町第 3 次障がい者基本計画 第 5 期障がい福祉計画 障がい児福祉計画」策定にかかるパブリックコメントの実施予定について
平成 30 年 1 月 25 日 (木) 14:00～ 度会町地域自立支援協議会 16:30～ 第 5 回度会町保健福祉事業 計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの確認 ・「度会町第 3 次障がい者基本計画 第 5 期障がい福祉計画 障がい児福祉計画」案について

3 度会町地域自立支援協議会委員名簿

委員の区分	所属	氏名 (平成 28 年度)	氏名 (平成 29 年度)
住民代表		小岸 隆	辻本 和仁
福祉関係者	度会町民生児童委員協議会	西村 三喜男 (H28.12.1～)	西村 三喜男
学識経験者	町議会産業福祉常任委員会	舟瀬 勝	/
	町議会総務住民常任委員会		
学識経験者	地域生活応援事務所 社会福祉士	○山下 隆二	○山下 隆二
関係団体 (障がい)	度会町手をつなぐ親の会 度会町身体障害者睦会	◎溝口 周生	/
	度会町手をつなぐ親の会		
教育関係	三重県立特別支援学校 玉城わかば学園	保田 真理	青木 秀敏
福祉関係	社会福祉法人 四季の里	笹山 武志	笹山 武志
福祉関係	相談支援センターブレス	笠松 成夫	大田 桃子
関係団体 (地域福祉)	度会町社会福祉協議会	中村 正樹	中村 正樹
保健関係	精神保健福祉士(保健師)	山下 弓子	山下 弓子
圏域 アドバイザー	鳥羽市社会福祉協議会	前田 康裕	/
三重県スーパー バイザー	三重県社会福祉士会		

会長◎ 副会長○ ※敬称略

4 度会町保健福祉事業計画策定委員会名簿

委員の区分	役職名	氏名	任期
学識経験者	町議会総務住民常任委員会 委員長	◎溝口 周生	H29.1.12～H29.7.10
		◎牧 幸作	H29.7.11～H30.3.31
福祉関係者	度会町民生児童委員協議会 会長	中村 嘉一	H29.1.12～H30.3.31
医療関係者	森本医院 院長	森本 幸己	H29.1.12～H30.3.31
住民代表		小岸 隆	H29.1.12～H30.3.31
住民代表		西田 文子	H29.1.12～H30.3.31
住民代表		西村 嘉子	H29.1.12～H30.3.31
関係団体 (障がい)	伊勢志摩障害者就業・生活支援センタープレス 所長	笠松 成夫	H29.1.12～H29.3.31
	相談支援センタープレス 伊勢志摩圏域障がい児等療育相談支援事業	大田 桃子	H29.4.1～H30.3.31
関係団体 (地域福祉)	度会町社会福祉協議会 会長	○縄手 一郎	H29.1.12～H30.3.31
関係団体 (介護)	度会町居宅介護支援事業所 管理者	藤井 晶	H29.1.12～H30.3.31
行政関係者	総務課長	西岡 一義	H29.1.12～H30.3.31
行政関係者	政策調整課長	中井 宏明	H29.1.12～H30.3.31
保健関係者 (行政)	保健師	岡田 美和	H29.1.12～H30.3.31
オブザーバー	名古屋大学医学部附属病院老年内科 講師	大西丈二	H29.5.1～H30.3.31

◎会長 ○副会長 ※敬称略

度会町第3次障がい者基本計画
第5期障がい福祉計画
障がい児福祉計画

平成30年3月

【発行】度会町

【編集】度会町 住民生活課 福祉・環境課

〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215-1

(住民生活課) 電話：0596-62-2413

FAX：0596-62-1138

(福祉・環境課) 電話：0596-62-1112

FAX 0596-62-0054

